

平成 2 1 年第 5 回那須塩原市議会定例会

議 事 日 程 (第 6 号)

平成 2 1 年 9 月 1 1 日 (金曜日) 午前 1 0 時開議

日程第 1 市政一般質問

2 8 番 玉野 宏議員

- 1 . 地域の可能性を伸ばす方策について

2 7 番 吉成伸一議員

- 1 . 新型インフルエンザ本格流行と本市の取り組みについて
- 2 . 災害弱者支援について
- 3 . 補助金見直しと敬老会の運営について
- 4 . 児童生徒のスポーツ離れと小学校における先生とスポーツ少年団の関係について
- 5 . 持続発展教育の学校現場への普及を図るユネスコ・スクールへの参加を

5 番 平山 武議員

- 1 . 行政の組織機構について
- 2 . 自治会組織の見直しについて
- 3 . 黒磯那須消防組合と大田原地区広域消防組合との統合について

出席議員（29名）

1番	櫻田貴久君	2番	鈴木伸彦君
3番	松田寛人君	4番	大野恭男君
5番	平山武君	6番	伊藤豊美君
7番	磯飛清君	8番	岡本真芳君
9番	鈴木紀君	10番	高久好一君
11番	眞壁俊郎君	12番	岡部瑞穂君
13番	齋藤寿一君	14番	中村芳隆君
15番	人見菊一君	16番	早乙女順子君
17番	植木弘行君	18番	平山英君
19番	関谷暢之君	20番	平山啓子君
22番	君島一郎君	23番	室井俊吾君
24番	山本はるひ君	25番	東泉富士夫君
26番	相馬義一君	27番	吉成伸一君
28番	玉野宏君	29番	菊地弘明君
30番	若松東征君		

欠席議員（1名）

21番	木下幸英君
-----	-------

説明のために出席した者の職氏名

市長	栗川仁君	副市長	折井正幸君
副市長	君島寛君	教育長	井上敏和君
企画部長	高藤昭夫君	企画情報課長	室井忠雄君
総務部長	増田徹君	総務課長	金丸俊彦君
財政課長	山崎稔君	生活環境部長	松下昇君
環境管理課長	齋藤正夫君	保健福祉部長	平山照夫君
福祉事務所長	荒川正君	社会福祉課長	成瀬充君
産業観光部長	三森忠一君	農務畜産課長	古内貢君
建設部長	田代哲夫君	都市計画課長	山口和雄君
上下水道部長	江連彰君	水道管理課長	菊地一男君
教育部長	松本睦男君	教育総務課長	松本讓君

会計管理者	楡	木	保	雄	君	選管・監査・ 固定資産評 価委員会 事務局長 西那須野 支所長	二ノ宮	栄	治	君
農業委員会 事務局長	人	見		順	君		鈴木	健	司	君
塩原支所長	印	南		叶	君					

本会議に出席した事務局職員

議会事務局長	織	田	哲	徳	議事課長	斎	藤	兼	次
議事調査係長	稲	見	一	美	議事調査係	福	田	博	昭
議事調査係	小	平	裕	二	議事調査係	佐	藤	吉	将

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（平山 英君） 散会前に引き続き本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は28名であります。

21番、木下幸英君より欠席する旨の届け出があります。30番、若松東征君より遅刻する旨の届け出があります。

議事日程の報告

議長（平山 英君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

市政一般質問

議長（平山 英君） 日程第1、市政一般質問を行います。

発言通告者に対し、順次発言を許します。

玉野 宏 君

議長（平山 英君） 28番、玉野宏君。

28番（玉野 宏君） おはようございます。

議席28番、玉野宏です。

仙台育英跡地の利用につきましては、今議会3人目の質問者になります。仙台育英の跡地の活用には市民の声が寄せられ、5月には新聞等にもその内容が報道されております。

市民の声から読み取られますものは、市民は跡地の活用を通して、地域の可能性と市民意識の向

上を図りたいが、芝計画どおりサッカー場として整備していくとしており、ここに市民と市との意識のずれ、活用方法にずれが生まれております。市民はここを埋めたいと思っておりますが、埋められないままにサッカー場の整備が進められていると感じております。市民の発言の、その背景には、次の3点があると思います。

1、当青木は産業廃棄物処理場が集中している。負のイメージが固定されてはならない、払拭したい。産廃反対運動の始まりの土地であった。環境の問題。

2、アメリカオバマ大統領が提唱した環境と経済発展を一致させるグリーンニューディール政策が世界に広がり、我が国にも広がりを見せております。

3、昨年から社会の関心を引き続けてきました自民党と民主党の間に政権交代が起きました。これらを機に人々の関心は、環境と自然をつなぎ、新産業と地域の可能性を結びつけたいと思っております。

以下、通告に従い、質問をさせていただきます。

1、地域の可能性を伸ばす方策について。

仙台育英学園用地は、青木サッカー場として整備を進めることが決まっているが、地元の意見・要望等を踏まえて、以下の点についてお伺いいたします。

今後の青木サッカー場の整備計画についてお伺いいたします。

サッカー専用を使用を限定する理由・考え方をお尋ねします。

地元を含めた利用状況をお伺いいたします。

整備までには財政的にもかなりの時間がかかると思われます。その間の使用はどのように考えているのかお尋ねいたします。

市政懇談会での発言で、使用目的を特化する

と発言されていますが、真意をお尋ねいたします。

市では市民との協働を掲げているが、青木地域の方々の利用を妨げることは市民との協働の精神に反するのではないかと、考えをお伺いいたします。

第1回目として。

議長（平山 英君） 28番、玉野宏君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（栗川 仁君） それでは、28番、玉野宏議員の市政一般質問にお答えをいたします。

教育部門関係の質問でございますので、私のほうからは、質問の青木サッカー場関係ということでございますけれども、社会体育施設整備の観点からお答えをいたします。

旧3市町には、それぞれに野球場や体育館など、同じような社会体育施設を持っていました。合併後の現状として、それぞれの施設が分散している状況となっております。今後、市全体として社会体育施設のあり方について、市体育協会や関係団体とのご意見を伺いながらまとめていきたいと考えております。

から の質問につきましては、教育部長より答弁をいたさせます。

以上でございます。

議長（平山 英君） 教育部長。

教育部長（松本睦男君） それでは、 番から 番、6点ありますので、順次お答えを申し上げます。

であります。今後の青木サッカー場整備計画については、9月9日の岡本真芳議員にお答えをしたとおりでございます。

次に であります。サッカー専用で使用を限定する理由についてお答えをいたします。これにつきましては以前から申し上げているとおりであ

りますが、仙台育英学園との活用協議の合意に基づくものでございます。

であります。施設の利用状況であります。平成21年度から体育館を体育施設として条例に位置づけ、貸し出しを行っておりますが、市内団体の定期利用のほか、夏休み期間中におきましては、首都圏の高校、大学のクラブ活動での利用がございました。そのほかの利用につきましては、青木農業祭、映画祭がありました。

であります。 の整備には財政的にもかなり時間がかかると、その間の使用の件ですけれども、これにつきましても、9月9日、岡本真芳議員にお答えをしたとおりでございます。

の市政懇談会での使用目的を特化すると発言したことでありますが、3市町合併後もさまざまな施設が点在しているため、それらの施設の利用価値を高めるには、まずは拠点づくりが必要であるということから考えるものであります。

それと の市民との協働の件についてでございますが、利用の許可につきましては公平に行っておりまして、青木地区の方々の利用を妨げているというものでは考えておりません。

以上で終わります。

議長（平山 英君） 28番、玉野宏君。

28番（玉野 宏君） 部長から、そのような答弁をいただきました。

まず、育英跡地の利用に関しまして、ずれが生じているということは現実でございます。青木地域の人々の考えや思いをどのように聞かれてきたのでしょうか。また、どのように利活用するか、双方納得する話し合いがされましたか。内容のやりとり等を含めてお答えいただきたいと思っております。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（松本睦男君） ただいまの青木地区の

方々とのというお話でございますが、先ほど申し上げましたとおり、市といたしましては、無償譲渡でいただきました仙台育英学園との活用協議と、この中での決定であります。

以上です。

議長（平山 英君） 28番、玉野宏君。

28番（玉野 宏君） 仙台育英の話ではなくて、青木の人々との話です。

議長（平山 英君） 教育部長。

教育部長（松本睦男君） 青木地区の方のお話ということではありますが、行っておりません。

議長（平山 英君） 28番、玉野宏君。

28番（玉野 宏君） どのように利用、活用するにしろ、青木という存在する場所の人たちに納得できる、共感できるということが、まずもって大事な第一歩だと思います。

その辺が欠けていて、第二步、第三步を進めるということが、何とも青木の地域の人を代表する、または市民の人にもそういう不信の念を抱かせることだと思います。

再度、お答えいただきたいと思います。

議長（平山 英君） 教育部長。

教育部長（松本睦男君） この計画につきましては、何回もご説明しておりますとおり、市といたしましても内部で検討いたしましたして、その結果で相手とのお話の中での合意に基づいたということでございます。

議長（平山 英君） 28番、玉野宏君。

28番（玉野 宏君） スポーツ施設、サッカー場という合意はあったと思いますが、特化しているということは書かれていないと思います、仙台育英との間では。なお、仙台育英の跡地は、研修センターという名がつけられていました。研修センターという名称のもとに多々使用目的があったと思います。サッカー場以外どのような施設があ

り、どのように仙台育英は使われてきましたか。お尋ねします。

議長（平山 英君） 教育部長。

教育部長（松本睦男君） 今までの那須研修センターにおける施設の利用ということではありますが、利用の状況はよくわかりませんが、施設といたしましてはサッカー場もございまして、そのほか野球ですか、ソフトですか、そういったグラウンドもあります。それから馬場ですか、そういった施設もございまして、利用の内容については把握をしております。

議長（平山 英君） 28番、玉野宏君。

28番（玉野 宏君） 内容を把握していないということは、仙台育英跡地の魅力がどれくらいあったのか、その魅力を踏まえて、さらに当市の地域特性を加味していくということ、その辺が詰められていないんだと思います。再度、青木仙台育英跡地の利活用を通じて、あそこの魅力、市民の語る言葉、語ってきたこと、スポーツに特化するということだけではなくて、その辺をもう一度お聞きしたいと思います。

議長（平山 英君） 教育部長。

教育部長（松本睦男君） もう一つの利活用についてということでございますが、先ほど申し上げております。市といたしましてはサッカー場と位置づけまして、4面の整備をするということで決定をしております。

議長（平山 英君） 28番、玉野宏君。

28番（玉野 宏君） 跡地は18haととても広いところです。敷地、施設は研修センターの名のもとに使われてきました。市サッカー場という名称は、敷地利用を十分反映しているのでしょうか。サッカー場建設以外の敷地余地はどのくらいありますでしょうか。

議長（平山 英君） 教育部長。

教育部長（松本睦男君） 先ほど来申し上げているとおりなのですが、既にサッカー場につきましては条例にも位置づけておりますので、ご理解をいただいているというふうに考えております。

あと、敷地の余緑の件でありますけれども、現段階では、前期振興計画、前期計画の中で2面、24年度からの後期計画の中であとの2面は考えていきたいというふうなことでありますので、全体的な中での余緑がどうなるかというのは、まだはじいておりません。

議長（平山 英君） 28番、玉野宏君。

28番（玉野 宏君） 2面、4面という中で、そのほかの土地がどういうふうになるかということとはわからない、考えていない。でも、考えている人もいますよね。そこに話を持っていきたいんですが、市のほうでは考えていないということであれば、考えている人との話はやっていくべきではないでしょうか。

議長（平山 英君） 教育部長。

教育部長（松本睦男君） 私が考えていないということでもありますけれども、それは余緑となる土地については、まだ計算をはじいていないというふうに言いました。

議長（平山 英君） 28番、玉野宏君。

28番（玉野 宏君） 余地はあるということではよろしいのでしょうか。

議長（平山 英君） 教育部長。

教育部長（松本睦男君） 議員おっしゃったとおり、敷地面積は約18haということでもあります。単純にサッカーグラウンドピッチの4面の整備、面だけで言いますと1面は約1万㎡ちょっとですけども、そのほか駐車場とか、当然現地を見てご承知のとおり、調整地とか緑地とか、そういったものもございまして。そういったことで、ご答弁申し上げますように、単純計算では4面であれば

4万から5万㎡かなというふうには思っております。

議長（平山 英君） 28番、玉野宏君。

28番（玉野 宏君） サッカー場を建設することにより異議はありません。余白の土地をできるだけ有効に使っていただきたいと思います。それには、青木の土地は産廃の地と先ほど話しましたが、産業廃棄物は中央から地方へ運ばれてきます。当市も県・国に産廃を阻止する運動を行っておりますが、地方から中央で生活する人々に届くメッセージが必要だと思います。

本市は、生乳生産額本州日本一をアピールしております。このアピールのほかにも、時代の流れが当市の地域特性を生かしたグリーンニューディールに取り組めることが見えてきました。食自給率の向上や自然エネルギー、バイオマスのエネルギー利活用、動物福祉の向上、生物多様性の豊かな土地です。5月14日の下野新聞では、那須御用邸の動植物4,946種と報道されております。都会と地方の生活者に支持されてこそ、那須塩原市の自然と触れ合う安らぎの町が生き生きとしてくるものと思います。

サッカー整備以外の余地の活用は、エコロジー地方版、環境学習の場、体験の場、学習等に提供できます。500万人を越す来客のある那須ガーデンアウトレットへ10分以内の場所です。整備地以外の余地について、教育部に始まり関係部局、観光協会、商工会、酪農業家、市民、有識者等と意見交換されてはいかがでしょうか。

新しい潮流に共有する人々をつなぎ、広い年齢層に開口することが、これからの集客を図る核になると思います。お尋ねいたします。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（松本睦男君） ただいまの分の発言に

つきましては、ご意見として受けとめていきたい
と思います。

議長（平山 英君） 28番、玉野宏君。

28番（玉野 宏君） 意見は言います、意見は
聞きますけれども、生かして行ってこそ、言った
こと、聞いたことにつながります。可能性にお互
いに気がつかないと、言いつ放し、聞きつ放しに
なると思います。

改めて、実現に向けて各部で検討されることを
期待しますが、再度お答えください。

議長（平山 英君） 教育部長。

教育部長（松本睦男君） 繰り返しになりますが、
ご意見としてお聞きしたいと思います。

以上です。

議長（平山 英君） 28番、玉野宏君。

28番（玉野 宏君） 8月24日に、議員産業廃
棄物対策委員会で福島大学に行っていました。
松下生活環境部長のリードでした。どうもありが
とうございます。

大変勉強になりました。ここで、環境システム
マネジメント専攻の鈴木先生からお話をお伺いす
ることができました。使われた資料は皆さんもお
持ちだと思いますが、2008年度那須塩原市委託調
査研究、これでございます。全議員に事前学習と
して配付されました。

第1章、調査研究の背景と目的から第5章、水
道、水源保護条例制定の課題、まとめまで171ペ
ージの調査研究です。鈴木先生は産廃建設の抑止
力として、福島県三春町の住民自治の例を出され
ました。三春町の住民は、土地利用計画を赤鉛筆
をなめなめやって、結果、今日、土地利用に住民
意識が反映され、まちづくり、地域づくりに生か
されているそうです。三春につきましては、現地
も見させていただきました。

鈴木先生は、三春の土地利用の市民運動の実例

をもとに、当市、高林の白地と地域開発の関係を
話されました。白地と平地林に産廃場が集中して
つくられている図を示し、ここで高林モデルとし
て白地に土地利用に住民意識が反映するグランド
デザインを書くように勧められました。高林の地
も青木の地も共通の背景でつながっております。
育英跡地は青木の中心に位置しております。青木
版グランドデザインを市民ともども描いてはいか
がでしょうか。先生は中心地の元気は農村地を元
気にすることですと語られ、この言葉には強い印
象を受けました。

議長（平山 英君） 28番、玉野宏君に申し上げ
ます。

通告範囲を超えておりますので、通告範囲内に
修正してください。

28番（玉野 宏君） 青木の地をどのようにや
っていくというのは、仙台育英の跡地を中心に描
いて何の不思議もないと思います。

〔「中心地としてどう思うかだから、」と
言う人あり〕

28番（玉野 宏君） 復唱はしませんけれども、
その件についてどのように考えているかお聞きし
たいと思います。

議長（平山 英君） 青木地区のということで関
係があるというのが玉野さんの考え方もかもしれま
せんが、通告範囲というのはこれに沿ってという
ことでございますので、ご理解をいただきたいな
と思います。この中にうたわれているのであれば
取り上げていく必要もありますけれども、余りに
も地域の可能性を伸ばす方策の中で見ても、範囲
を超えているのではないかと、そういう考え方で
申し上げました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時36分

議長（平山 英君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

28番、玉野宏君。

28番（玉野 宏君） 時間をいただきましてありがとうございます。

跡地の利用を有効にすることによって、周辺の地域も活性化してくるのではないかとそう考えておりますので、お考えをいただきたいと思います。

議長（平山 英君） 教育部長。

教育部長（松本睦男君） 跡地の利用の件でありますけれども、繰り返しになりますが、サッカー場といたしましてピッチ4面ということで決定しております。

議長（平山 英君） 28番、玉野宏君。

28番（玉野 宏君） お答えいただきましたけれども、私の質問は跡地を有効利用して、その有効利用が周辺地域にプラスに作用する考えはどのように考えているかということなんです。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（松本睦男君） 地元に対するのは、利用の仕方ではいろいろと効果があるんじゃないかというふうなご質問かと思いますが、昨日、松田議員にもご答弁いたしました。いわゆるスポーツマーケティングの関係ですけれども、今後の中でそういう部分については研究していくというふうに申し上げました。いずれにいたしましても、跡地につきましてはそういった形の決定をいたしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（平山 英君） 28番、玉野宏君。

28番（玉野 宏君） 9月26日、27日に、唐突

な表現でごめんなさい。スペクタクルインザファームというイベントが行われます。サブタイトルは、那須の牧場、旅館、カフェなど高原に点在する会場をドライブしてめぐる二日間。ダンス、ファッション、演劇、音楽など、さまざまなジャンルのアーティストが集まって巻き起こすスペクタクルな催しが始まります。

これの会場に、相談に来られた方がおります。那須の牧場、この青木、高林を含めてなんです。実にその背景がすばらしい。もって仙台育英の跡地で核となる音楽のイベントをやりたいと持ち込まれましたが、そのとき、このようなイベントに関してどのような考えをお持ちでしょうか。

議長（平山 英君） 教育部長。

教育部長（松本睦男君） ただいまの質問でありますけれども、その利用につきましては、9月9日の岡本議員にも申し上げておりますとおり、安全性、広域性等を十分考慮してということをお願いしました。ただいまちょっとお話の中ではどういふものなのかわかりませんので、それは個別対応ということで考えていきたいと思います。

議長（平山 英君） 28番、玉野宏君。

28番（玉野 宏君） 個別対応の資料として、いただいた資料をお渡しいたしたいと思います。

なお、このイベントは瀬戸内海の青島で行われている芸術村、越後妻有の大地の祭り、それを手本にして今回2009年9月を1回目として、10年継続して地方に若者を連れてきたい、そういう背景でもって開かれております。ぜひ、そういう若者のイベントに対して門戸を開いていただきたいと思いますが、育英地の4面以外の土地はそういうものに使われないのか、使えないのか、お聞きしたいと思います。

議長（平山 英君） 教育部長。

教育部長（松本睦男君） 先ほども申し上げまし

たとおり、市の考え方はそういうことであります。

今後におきましても、やはりあそこの地は教育の行政財産でありますので、教育委員会で管理をしているわけですけれども、それ以外の産業等について、そういった側面からどうなのかという部分につきましては、それぞれ所管の部等でご相談をいただき、その中で庁内で横断的に連携をもってそれに対する対応をしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（平山 英君） 28番、玉野宏君。

28番（玉野 宏君） 余地を利用されて、今部長の言われましたように横断的に受け入れ、活性化していただきたいと思っております。サッカー場建設は認められているわけですが、サッカー場、スポーツ施設、条例という言葉で、ややもすると市民の意見、構想がふさがれるようになってはならないと思っております。新しい時代の扉は若者から開かれます。市民ともども一緒になって新しいドアを開き、ともに喜びを共有することが大切だと思っております。

日常、市民の目線、市民の協働、自然と触れ合う安らぎの町、これを生かすには市民、職員の温かいエネルギーが欠かせません。各部総合力を通して青木の地が豊かになるように願って、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（平山 英君） 以上で、28番、玉野宏君の市政一般質問は終了いたしました。

吉 成 伸 一 君

議長（平山 英君） 次に、27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） 27番、公明クラブ、吉成伸一です。

それでは、市政一般質問をさせていただきます。

1番、新型インフルエンザ本格流行と本市の取り組みについてお伺いをいたします。

新型インフルエンザの本格的な流行を8月19日に厚生労働省が宣言いたしました。ついには沖縄、神戸、名古屋で亡くなられた方も出てしまいました。現在10名を超える方が亡くなっております。新型インフルエンザが国内で発生した当初は、感染拡大を防ぐため発熱外来を設けて、「特別な病気」として治療する方針をとっていました。しかし、厚生労働省は6月19日、新型インフルエンザ対策の運用指針を改定し、一般診療に変更し、多くの方が受診しやすくなった一方で、持病で免疫力の弱まった高齢者や妊婦、乳幼児らの「高リスク者」への対応が課題になっています。

新学期も始まり、これから秋、冬にかけて集団感染の拡大が懸念され、学校現場での対策も急がれます。本格的な流行が予想より早く始まった新型インフルエンザに甘い予見は通用しません。感染の早期発見や急拡大の防止に自治体がどのように取り組むか、冷静な対応が求められております。以下についてお伺いをいたします。

市における国・県や医療機関と連携した情報共有や機動的連携体制について。

重症化しやすい高齢者や妊婦、乳幼児ら高リスク者対策について。

高齢者の多い介護・福祉施設での集団感染を防ぐ対策について。

学校現場、保育現場の予防対策や流行が起きた際の取り組みについて。

基本的予防のための市民、地域、事業所等へ啓発運動について。

市役所本庁、支所、公民館など公的機関における感染、流行の際、市民サービスへの対応について。

以上、6点についてお伺いをいたします。

議長（平山 英君） 27番、吉成伸一君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（栗川 仁君） 27番、吉成伸一議員の市政一般質問にお答えをいたします。

1の新型インフルエンザ本格流行と本市の取り組みについてということで、6点ご質問がございますので、順次お答えをさせていただきます。

まず、本市における国・県や医療機関と連携した情報共有や機動的連携体制について、お答えをいたします。

国・県や医療機関との連携につきましては、逐次、県北健康福祉センターより情報が提供されています。これらをもとに、那須塩原市での新型インフルエンザ対策本部会議において、円滑な対策ができるよう情報の共有を図ってまいりました。今後とも、国・県から発信されます情報をもとに、対策本部において情報の共有を図りながら、県、医療機関、地元医師会と連携をし、感染拡大防止に努めてまいりたいと考えております。

次に、重症化しやすい高齢者や妊婦、乳幼児ら高リスク者対策についてお答えをいたします。高リスク者に対しましては、今まで乳幼児健診や母親学級等の母子保健事業等の会、感染防止のチラシの配布や呼びかけ、消毒液の設置などの対策をとってまいりました。また、介護や社会福祉施設や保育園等に対しましても、チラシの配布等、感染予防対策を図ってまいりました。今後も国・県からの情報を収集し、新たなチラシを作成し配布するなどの対策に努めてまいりたいと考えております。

また、高リスク者に対するワクチン接種につきましては、現在、国において接種順位を含めて検討しているところであります。

、 の高齢者の多い介護・福祉施設での集団感染対策と学校現場、保育現場での予防対策等について、あわせてお答えをいたします。市といたしましては、社会福祉施設や学校、保育現場での管理者に対し、手洗い、うがいの励行やせきチェックなど、基本的な感染予防対策の徹底を要請してまいりました。今後とも、基本的な予防対策の徹底を要請してまいりたいと考えております。

また、流行時の学校、保育現場等の休校、休園等の対応につきましては、それぞれの判断基準を策定しておりますので、その基準により対応していきたいと考えております。

の基本的予防のための市民、地域、事業所等へ啓発運動についてお答えをいたします。常に基本的な感染予防対策について、市のホームページ、公共施設へのポスター掲示及びチラシの新聞折り込み、自治会配布により感染防止の啓発を行ってまいりました。今後とも、広報、ポスター、チラシ等での啓発を進めてまいりたいと考えております。

公的機関における感染、流行の際、市民サービスへの対応についてお答えをいたします。現在、各施設に消毒液を配置し、予防策を講じておりますが、流行時における業務の継続、縮小、休止等の検討を行い、市民サービスの維持が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（平山 英君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） それでは、何点が再質問させていただきます。

まず初めに、この那須塩原市であれば、相談ということでしたら黒磯の健康センター、それから西那須野健康センター、そして先ほども出てきましたが、市長のほうの答弁にもありましたけれども、県北健康福祉センターがあると思います。現

在、それらの施設に対してどのぐらいの相談件数があるのか。また内容としてはどんなものがあるのか。

それと、これから本格的に広がりを見せると、当然言われているわけでありますから、現在の相談体制で十分間に合うという考えなのか、それとも人員的配置を少し強化して対応していきたいと、そのような考えを持っているか、あわせてお聞きします。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（平山照夫君） 市のほうへの相談件数、それから県北健康福祉センターへの相談件数でございますが、ちょっと今資料を持ち合わせておりませんので、後で答弁をしたいと思います。体制につきましては、先ほど議員が言われましたように、当初、発熱外来相談センターを通じてから、発熱外来診療というものをを行うような仕組みになっていたわけですが、一般診療に変わりましたので、発熱外来診療そのものはなくなったわけです。

したがって、発熱相談センターを通じて発熱外来診療を行うというのがルート的にはなくなったものですから、県北健康福祉センターにおきまして発熱外来の相談センターはそのまま継続しておりますが、今土、日は多分やめたとお思います。一般診療になってからは平日のみにしているとお思います。市のほうの保健センターにおきます相談につきましても、7月いっぱいまでは土、日も含めましてずっとやっていたんですが、一般診療になったといったものも受けまして、平日はやっておりますけれども、土、日は現在やっていないという状況でございます。

件数につきましては、後でご答弁いたします。

議長（平山 英君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） 最初に触れたように、特別な病気という扱いではなくなりましたから、そのような体制になったということはわかります。

ここに、市のほうでつくって配布をしている那須塩原市新型インフルエンザ対策本部が出している、これ、下でちょうど配っていたので持ってきたんですが、もちろんこのようなものを配布しながら喚起をしていくということではあると思うのですが、実際に当市の新型インフルエンザ対策本部、当初何点かについてこのように今後進めていきますよということで、我々議員にも知らせがあったわけです。1、2、3、4、5ということで、それぞれあるわけですが、この中で、今後流行が懸念されるわけですから、当初から見ると大分強化をした、また変えてきたというような点は、どの辺が強化としてはあるのでしょうか。

先ほど、市長答弁の中に出てきました市内の小中学校、それから保育所等の基準です、休校にしたり、休園にしたり、そういったものは当然出てきたわけですから、その辺は相当変わってきていると思うんですが、全体を通してはどの程度、対策本部として対応を練ってきて変えてきたのか、その点をお聞かせください。

議長（平山 英君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（平山照夫君） まず、新型インフルエンザそのものは、当初鳥インフルエンザの強毒性というものを想定して、国のほうでガイドラインといいますか、策定をして、都道府県、それから市町村にも、そういったものの行動計画を策定するようにというふうになっております。

現在もそういう状態なんです。したがって、鳥インフルエンザを想定した行動計画というのを策定を進めていたわけですが、それがまとまる前にいわゆる豚からの新型インフルエンザが発生して、国内のほうにも感染者がふえてきたとい

うような状況で、結果的に言いますと、行動計画ができる前にそちらのほうが発生してきたというような状況でございます。

行動計画そのものは7月の末に対策本部の中で策定いたしまして、8月末に庁議で決定をしたものですから、そこで決定をしたということなのですが、行動計画そのものも先ほど言いましたように、鳥インフルエンザの強毒性を想定した行動計画をまず策定しております。ただ、その中で現在のような豚インフルエンザといいますが、弱毒性といいますが、中毒性というか、そういったものにも柔軟に対応するような考え方ということで取り入れているということでございます。

その中で、今度それぞれガイドラインといいますが、それぞれの部局で今度個々具体的な対応をとるといのが必要になってきますので、そのガイドラインというものを今策定をしているところですが、今議員が言われましたように、例えば保育園、私どものほうでは保育園の関係でいきますと、保育園の場合ですと、現在の豚インフルエンザからあれした新型インフルエンザです。現在の新型インフルエンザに対する対応ということでいきますと、登園の自粛あるいは対象者、その期間というものとかを定めておまして、保育園の場合には、学校の場合は休校とか学級閉鎖とかという形をとりますけれども、保育園の場合には働いているので預けているという、親が働いているので子どもさんを預かっているというような状況がありますので、登園の自粛といったものの対応をとらせていただいておりますけれども、新型インフルエンザに感染した場合は、治るまで自粛をしてもらおうと。

それから、A型インフルエンザと診断された場合、または新型インフルエンザ感染の疑いがある場合、この場合も治癒するまで、または感染の疑

いがなくなったと判断されるまでとか、あるいは同居する家族の方が新型インフルエンザに感染または疑いがある場合も家族全員が治癒するまで、または感染の疑いがなくなったと判断されるまで、それから同居する兄弟、兄または姉が学級閉鎖、学年閉鎖、もしくは学校閉鎖により出席停止となっている場合の、いわゆる妹、弟になるわけですが、出席停止が解除されるまでと、そういった形で決めさせていただいております。

それから、臨時休園等ももちろん書いてございますし、幼稚園につきましては保育園と若干違いますので、学校のほうの取り扱いと同じでございます。それから、児童クラブの関係なんです、児童クラブも基本的には児童クラブの場合は保育園と同じような例をとっているんですが、ただ若干違いますのは、学校に通学している子どもたちが児童クラブを利用しているということなものですから、その所属する小学校が学級閉鎖をした場合、その学級に所属する児童は預からない、それから、所属する小学校が学年閉鎖をした場合、その学年に所属する児童は預からない、それから、所属する小学校が学校閉鎖をした場合、その学校に所属する児童は預からないというような決め方をさせていただいております。

以上です。

議長（平山 英君） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

議長（平山 英君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） 平山部長のほうから、保育園、それから幼稚園、学童であったり、細かな対応方針というのをお聞きいたしました。もちろんそういった対応に対する方針が決まっていれば、かなり広がりには防げるのかなという気はいたします。

ただ、その現場で実際にそれをやらなくてはいけない職員の方々の意識の問題だと思うんです。それともう一つは、しっかりとその情報が伝わっているかということなんですが、その辺についてはどんな方法で伝えたのでしょうか。お伺いをいたします。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（平山照夫君） 情報の伝達ということでございますが、保育園、幼稚園、それから学童も含めてなんです、そういった施設を通じまして、保護者のほうに伝達をしております。

以上でございます。

議長（平山 英君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） それでは続いて、学校での対応をお聞かせ願いたいと思います。

8月29日の下野新聞にも載っておりましたので、ほぼあのような形でと思います。ただその前に、夏休み中に、もう既に新型インフルエンザが幾つかの学校で発生をして、夏休み中ということですから部活であったり、それからスポーツ少年なんかの活動、そういったものに支障を来して、それぞれの学校の対応が多少違ったという経緯がありました。今後に関しましては、こういった方針が出るわけですから、そういったことはないと思うんですが、その辺を含めてお聞かせ願いたいと思います。

議長（平山 英君） 教育部長。

教育部長（松本睦男君） 新型インフルエンザの

学校の対応の件でございます。

学校におきまして、まずその前に、今ご指摘のありました夏休み中の、特に部活関係だと思えますけれども、一番最初に、8月17日に市内の小学校数校ですけれども発症がありました。そういった中で、部活動等での対応について学校のばらつきがあったということで、ただいま初めて聞きましたが、その点につきましてはおわびを申し上げたいと思います。

それらを踏まえまして、現在、先ほど議員からも8月29日の新聞の報道の話もありましたが、現在は市内校長会をもちまして統一を図ったところであります。その内容につきましては、対象者については先ほど来申し上げている話ですので、臨時休業に対する基準について申し上げます。

3つの区分がございまして、まずは学級閉鎖でありますけれども、これはインフルエンザの感染、あるいは感染の疑いがある者が学級の中で10%を基準といたします。10%を超えた場合、あるいは1学級の中で10人未満の学級もあるものですから、10人未満の学級については2人以上になった場合というふうなときには、学級閉鎖をするという基準を設けています。

次に、学年の閉鎖です。学年の閉鎖につきましては、同じ学級が複数になった場合には学年を閉鎖すると。次に、学校閉鎖ですが、学年閉鎖が複数になった場合、これを学校閉鎖するというふうな基準を設けて、現在実施しております。

休業の期間につきましては、原則7日間ということで、場合によっては学校医等の相談の上で短縮、あるいは逆に延長とする場合もございます。

現在、市内の状況ですが、きょう現在でありますけれども、残念ながら市内で小学校でありますけれども、1校学年閉鎖をしているところが1カ所あります。

以上です。

議長（平山 英君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） 学年閉鎖というのは聞いておりました。

それで、学校ですからいろんな行事があるわけです。それらに今後、学級、学年、学校閉鎖なんてことになれば当然でしょうけれども、行事ができなくなる可能性もあるわけです。その辺の対応というのは、どのように今後していくのかという考えを持っていれば、お聞かせ願いたいと思います。

議長（平山 英君） 教育部長。

教育部長（松本睦男君） 今後の学校の行事等に関するご質問ですけれども、対応につきましては学校長が中心になりまして、保護者との協議、あるいは教育委員会との協議ということにもなりますが、当然各学校に校医もおりますので、校医との相談も当然含めまして、そういった中で決定をしていくということで考えております。

議長（平山 英君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） ほとんど体育祭等は行われましたので、その心配はないとは思いますが、今後に関しては学校祭とか、そういった行事も入ってくると思いますので、児童生徒にとってみたら、せっかく練習をしたとか、そういったものが新型インフルエンザによってできないとか、そういったことになる可能性もあるわけです。それらに対する対応というのは、しっかりとやはり学校で考えていかななくてはいけないと思うんです。その辺をしっかりと対応していただきたいなど、そのように思います。

これは一つ情報なんですけど、特に保育園とか幼稚園で非常に今広がりを見せていると聞いております。せんだって、NHKでもテレビのほうで放送されたんですけど、「あわあわゴッシー

のうた」ということで手洗い、基本は手洗いです。手洗いをする際に歌を歌いながら手洗いをする。それによって、子どもたちが楽しく正しい手洗いの仕方を覚えられるというふうなことが報道されておりました。これは愛知県のホームページのほうから入っていただければ、歌まで全部ダウンロードできるようになっておりますので、もし興味がありましたらCDに落として、各園に配ってあげれば有効活用ができるんじゃないかなと、そのように思いますので、情報としてお伝えをしておきます。

それから、先ほど市長のほうの答弁があったわけですけれども、その中でちょっと私気になっていたのは、本格的にこの9月から10月にかけて新型インフルエンザが蔓延してくるということで、この9月5日の広報なすしおばらには、多分この新型インフルエンザの記事が、予防に関してとかそういったものが載ってくるんじゃないかなと思ってたんですけども、今後は広報等でもっとと言われていましたが、現実には何号から連載的なものでやっていくのかお聞かせください。

議長（平山 英君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（平山照夫君） ただいまの質問にお答えする前に、先ほど答弁をちょっと保留させていただいた相談件数のほうからお答えをさせていただきます。

市のほうの保健センターに寄せられました相談件数ですが、これは7月21日以降はカウントしていないのですが、61件でございます。それから、県北健康福祉センターなんですけど、こちらのほうも7月13日以降はカウントしていないということですが、2,063件でございます。

それから、今先ほどの広報にどういった形で掲載していくかということでございますけれども、新型インフルエンザの場合、情報がどんどん変わ

っていつているというようなこともありますので、広報では追いつかないという場合もあるものですから、チラシ等も含めて考えていきたいと思っておりますが、基本的なものにつきましては広報のほうで掲載をしていきたいというふうに考えております。特別、連載的にいくという考えは今のところございませんで、臨機応変といいますが、機動的にやっていきたいと思っております。

以上です。

議長（平山 英君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） これだけテレビ、新聞、マスコミを通して新型インフルエンザの情報が流れていても、中にはやはり情報弱者というんですか、なかなか情報がとりにくい人もいますわけです。そういった方々にとってみたら広報が最も有効な手段かもしれませんので、その辺もしっかり対応していただきたいと思えます。

この庁舎、それから支所、公共施設ということです。そこでの実際に対応、方針というのを今後立てるといってお話が先ほど部長のほうからありましたけれども、実際にあってはいけないとは思いますが、この庁舎、本庁が100人も200人も新型インフルエンザで休まなくてはいけなくなるということも想定しなければ、もういけないうんです。その際にどういった対応をするか。

当然、私が思うんですけれども、1階窓口業務には支障のないような人員配置の仕方をするとか、従来やってこなかった危機管理というものを、しっかりと対応していかなければいけないと思うんです。その辺の基本的な考え方をお伺いします。

議長（平山 英君） 総務部長。

総務部長（増田 徹君） 先ほど行動計画の話がありました。その行動計画に基づいて、総務部門としては、市民サービスの低下を招かないような職員体制をどういうふうにするかということで検

討しているところでございます。

現在までに決まっているところで言いますと、2次感染防止というような観点から、例えば職員の服務関係について決めたところでございます。今、議員からご質問がありました感染した場合、市民サービスが低下するのではないかとというようなところでございますので、まだ今検討中ではございますけれども、基本的には窓口を閉鎖するということはあり得ませんので、窓口への職員の体制をどうするかということとあわせて、ライフラインもとめることはできませんので、そういうところに対する職員をどういうふうに応援体制、支援体制をしていくかということで、現在検討しているところでございます。

議長（平山 英君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） よく言われる企業なんかでも作成をしています。また、きょうも下野新聞に栃木県経済同友会が計画書を立てた。よく言われるBCPというやつです。事業継続計画、それらをイメージして考えてよろしいのでしょうか。

議長（平山 英君） 総務部長。

総務部長（増田 徹君） 詳しい内容は、私は承知をしておりますけれども、基本的には市民生活が安定してできるような、市民サービスが低下しないような形の計画を考えていきたいというふうに思っています。

議長（平山 英君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） 市民サービスが行政の第一義ですので、ぜひともしっかりとした対応をお願いしたいと思います。

とにかく、この新型インフルエンザを完全に撲滅するとか、それから感染を完全に封鎖するとか、そういうことは当然できないわけです。そういった中で、我々やっぱり個人個人がいかにかに注意していくかということが一番大切だと思うんです。そ

の基本となるのは、当然外出して戻ってきた際の方がいい、手洗い、それからマスクの着用、そういったことがあると思います。地道な対策が非常に大切だと思います。本市において新型インフルエンザが蔓延しないことを願って、この質問を終了させていただきます。

それでは、2の災害弱者支援について質問をさせていただきます。

総務省消防庁では、全国1,800市区町村、これは3月31日現在という数字です、を対象とした災害時要援護者の避難支援対策への取り組み状況の調査結果を公表しました。平成18年から毎年度、全国調査が行われていますが、今回初めて都道府県別、市町村別の取り組み状況が発表されました。避難を手助けする全体プランを策定した市区町村は、全体の32.0%に当たる576自治体にとどまっています。未策定の市区町村のうち、549自治体は策定中、675市区町村、パーセントにしますと37.5%は、策定に着手すらしていないことが明らかになっています。

消防庁は、2010年3月までの避難支援プラン策定を求めています。本市の取り組みについて、以下2点について伺いをいたします。

災害時要援護者名簿の整備状況について。

要援護者対策の基本的な方針、対象範囲、情報収集、共有の方法など、避難支援全体プランの策定状況について。

以上、2点お願いします。

議長（平山 英君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（平山照夫君） 災害弱者支援に關しましてのご質問にお答えをいたします。

まず、最初の災害時要援護者名簿の整備状況でございますが、現在、市におきましては、高齢者世帯票及びひとり暮らし高齢者票が整備されております。さらに、民生委員・児童委員の協力をい

ただきながら、災害時一人も見逃さない運動の一環として、障害者やその他の支援が必要な方々も含めた災害時支援連絡票というものを整備しております。

しかしながら、本人の同意が得られなかったりして、すべてを網羅したものとはなっておりませんので、引き続き要援護者の把握に努めるとともに、情報の収集と情報の共有の理解を求めていきたいと考えております。

次に、2点目の避難支援全体プランの作成についてでございますが、ことしの3月から那須塩原市災害時要援護者対応マニュアルの策定を進めており、平成21年度中に策定し、公表をしたいと考えております。

策定に当たりましては、要援護者に関する関係各課の係長を中心とした検討会議を設置して検討を進めており、今後、自治会長連絡協議会、民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会などの関係団体や老人クラブ連合会、身体障害者福祉会などの各種団体、また消防団幹部会などとも協議をしていく考えでございます。

要援護者の範囲につきましては、高齢者、障害者、それから難病の患者の方、乳幼児、日本語を理解できない外国人などのうちから、災害時に自分一人では避難できない、避難誘導を手助けする支援者を必要とする方を対象者と考えております。

マニュアルの基本的な考え方としては、災害発生時には地域住民相互間での助け合いが最も重要であり、平常時から要援護者の支援にご協力をいただいている地域住民の方々と、行政や関係機関との的確な連携が必要であることから、地域における要援護者を支援するシステムの構築、情報共有のあり方や具体的な活動内容等についても示していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（平山 英君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） それでは、再質問させていただきます。

実際に要援護者、先ほどお年寄り、障害者、乳幼児等々お話があったわけですが、どのくらいの人数になるのか。そして現在、その同意を得て把握しているパーセントとしてはどのくらいまで整備が進んできているのか、まずお聞かせください。

議長（平山 英君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（平山照夫君） 同意を得た整備率といいますが、同意率というか、それのご質問でございますが、まず、高齢者のみの世帯、あるいはひとり暮らしの世帯といえますものの、基本的にどこから押さえるかということになりますと、住民基本台帳の情報から対象者を絞り込むわけですが、その住民基本台帳そのものは、世帯分離等を行っている場合がかなりありますので、住民基本台帳上ではひとり暮らしとか、あるいは高齢者世帯となっているんですが、現実にはそうではないというお宅もかなりありますので、では現実にはどれくらいいるのかというのが、把握するのが非常に難しいわけです。

そういった中で高齢者のみの世帯というのを、住民基本台帳の情報からあれしますと、2,824世帯になっております。そのうち把握といいますが、同意をいただいて台帳整備しているのが1,236世帯、整備率でいきますと43.77%。

それからひとり暮らしの高齢者というのものも、住基情報でいきますと3,440人いるということになっております。それから同意をいただいているのが1,417名でございますので、41.19%という数字になります。

それから、障害者の方なんですが、障害者の手帳を持っている方全部でいきますと、4,880名の方が手帳を持っているわけですが、それにつつま

しても、先ほど言いましたように自分で避難ができない方がどれくらいかということになりますと、これもなかなか特定するのが難しいんですが、例えば身体障害者の方1級ですとか、知的障害者の方がA1とか、そういった形でとらえますと、障害者の方が1,413人になるかと思えます。手帳を持っている方は4,880人おりますが、そのうちいわゆる重度と思われる方は1,413名になる。そのうち障害者の方の場合に把握しているのは、まだ160名でございますので、11.5くらいになるかと思うのですが、その程度の率になっております。

それから、乳幼児ですとか、外国人の方につきましては、数的に言いますと8,534名という形になります。乳幼児の場合には一般的には父兄というか、親がいるとか、家族がいると。それから外国人の方の場合にも、一人で避難できない方というものの把握がちょっとそこまで難しいものですからしておりませんので、数字的にはとらえていないという状況でございます。

以上でございます。

議長（平山 英君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） 今、平山部長から答弁をいただいたその数、パーセントのほうで見るのがいいのかなという気がするんですが、現実にはまだまだやっぱり努力が必要なのかなという気がするんです。

先ほども、把握をするために今後は、今まで民生委員さん、もちろん職員が中心になって、児童・民生委員さんであったり、いろんな方に協力を得てきたんでしょうが、その結果として、この3月からスタートして現在この数字だと。来年の3月までにはしっかりとした対応マニュアルをつくるわけですから、今後相当のスピードで進めていかないと難しいと思うんです。その辺についてはどうなんでしょう。こういった対応で今後は進

めていくんでしょうか。

議長（平山 英君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（平山照夫君） ことしの3月から同意をいただいていたというものではございませんで、以前から民生委員さんとこのご協力をいただきながら、高齢者の台帳等を整備してきたということでございまして、先ほど言いましたように、住基情報と実際のあれというのは相当乖離をしていると思いますので、比率的には住基情報からいきますと40数%ということになっていますが、実際的にはもうちょっと高い数字になっていると思います、高齢者の関係でいきますと。

今度、今つくっておりますマニュアルの中で、こういった体制でいくのかということになりますが、今まで民生委員さん等で、あるいは市のほうも含めて同意等をいただいていたものを基本的にはベースにいたしまして、今度は自治会の方々にもご協力をいただきながら、地域に住んでいる方、民生委員さんだけ、あるいは市だけでもなかなか全体を把握できない場合がありますので、自治会の方々にもご協力をいただきながら、なるべく漏れのないようにやっていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（平山 英君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） 今回の災害時要支援者対応マニュアルのホームとなるものというのは、栃木県のを多分ホームとして考えて、今作成中だと思うんです。そういった中でも、今部長のほうからもお話がありましたけれども、自治会であったり、地域の協力というのは欠かせないわけです。そういった中で協議会の設置であったり、それから班制、班なんかを形成して対応していく、そういったことがあるわけです。

そうすると、現実問題作成されて、その後の周

知徹底というのが非常に大切、また時間もかかるんだと思うんです。そこまで既に考えていないと、せっかくのマニュアルが生きてこないと思うんですが、その点を確認させてください。

議長（平山 英君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（平山照夫君） 当然、同意をいただいた、今回登録制という形の、名称的にはそういう形にしたいと思っているんですが、マニュアルの中で、それをつくればいいというものではございませんで、問題は、災害時にどう活用できるかというところが一番肝心なものですから、なるべく一人でも多くの方に同意をいただいて、まず名簿の作成といいますか、そういったものをつくるというのがまずは重要なんです。

今度、先ほども言いましたが、現実には民生委員さんの担当区域は相当広いですから、民生委員さんが持っても現実には何も対応できないですから、地元の自治会の方々のご協力、俗に言う自助、共助の部分の共助なんです、地域に住んでいるの方々のご協力をいただかないと、避難等もできないということになりますので、当然そういったものにつきました情報の共有というものを図っていかなくてはならないと考えております。

以上です。

議長（平山 英君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） 今、本当にゲリラ豪雨であったり、以前は余り考えられなかったような災害等も多く発生するという現状があるわけです。そういったことを考えると、本当にこのマニュアルをつくって、いかに生かしていくかということが非常に大切になります。

本市は、その総務省消防局が出した資料の中でいえば、栃木県14市あるわけですがけれども、3月の段階で、もう既に8市がマニュアルを作成したと、今後つくりますよということで着手に当たっ

ていたところも当時3市あったと、では全く着手していなかったところはどこかという、真岡市、矢板市、そして那須塩原市ということになるわけです。これらちょっと皮肉に聞こえるかもしれませんが、実際遅れたということですから、他市以上の中身のある、そして実効性のある、ぜひ対応マニュアルにさせていただくことを強く要望して、次の質問に移らせていただきます。

3の補助金見直しと敬老会の運営についてお伺いをいたします。

補助金の見直しについては、私自身も3月に質問しております。また、6月議会においては山本はるひ議員のほうからも質問が出されています。今議会においては齋藤議員からも出されております。今回は、敬老会への補助金と運営について、以下についてお伺いをいたします。

敬老会への補助金は、市から対象者1人に対して2,000円と社会福祉協議会から1人400円の計2,400円が補助されています。この補助等に関する意見・要望は出されていないかお伺いをいたします。

現在対象年齢が75歳以上となっています。今年を対象者が市内で1万931人です。これからも対象者は75歳で続けるかどうかお伺いします。

敬老会の開催については、大きな自治会、小さな自治会、複数の自治会が集まった運営形態があり、自治会によってさまざまな敬老会が行われています。自治会によっては負担が大きいとの声も聞こえてきます。市としての考えをお伺いいたします。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（平山照夫君） 補助金見直しの中の敬老会への補助金の運営の関係でございますが、まずは敬老会の補助金額に対する意見・要望につ

きましてお答えをいたします。補助金額等に対する要望等は特にありませんでしたが、75歳では若過ぎる、対象年齢を引き上げたほうがよいのではないかというようなご意見はいただいております。

2点目の対象年齢関係でございますが、平成17年度の敬老会の対象者数が8,380人だったのですが、こっちは1万931人、2,551人ふえ、4年間で約30%の増となっております。今後ますます高齢化が進行することに加え、男性の場合79歳、女性の場合86歳という平均寿命等を考えると、これからも対象年齢を75歳のまま続けるのは難しい状況になるのかと思われまますので、今後十分に検討をしていく必要があるかと考えております。

敬老会の開催についてでございますが、敬老会については、各自治会等の創意工夫によりさまざまな形態で実施していただき、大変ご苦労をおかけしていることにつきまして十分承知をしているところであり、そのご労苦に対しまして深く感謝を申し上げます。市といたしましては、今後も現在の実施方法により継続していただけるようお願いをしまいたいと考えております。

以上でございます。

議長（平山 英君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） それでは、最初の質問の中で、特に金額的なものの要望等はないということなんですが、これは6月の山本議員のほうからの質問にもあったんですけども、補助金と交付金、この辺の関係なんです。私が記憶している限り、この敬老会というのは、今の形態になったのは平成9年とか10年ぐらいに、そのような形態になったとは思うんですけども、それまではもっと大きな単位でやっていたと思うんです。

その小さくなった、連合でやっているところは変わらないところもあるんでしょうけれども、な

った理由の一つに、当時問題になったのが食料費の問題があったと思うんです。行政の予算の中に食料費ということで、余りにも食料費が多いのではないかと、この敬老会も食料費でお弁当を出していたわけですが、当時。それを補助金に変えることによって食料費が一挙に減ったというような手段をとったわけです。

その際に、各自治会、当時は行政区でしたけれども、行政区でやってくれないかというような話になって、今の形態になったんだと理解をしているんです。そうすると、やはり行政のほうがある程度お願いをしてやっていただいているのが、この敬老会ではないかなと思うんです。そういったことを考えると、交付金という扱いのほうがすっきりするような気がするんです。その辺、これはどうなんでしょう、総務部長になるんでしょうか、お聞かせ願いたいと思います。どちらでもいいです。

議長（平山 英君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（平山照夫君） 補助金が交付金かということでございますが、その辺につきましては参考にさせていただきながら、今後検討させていただきたいと思っております。

議長（平山 英君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） 自治会長さん、10年以上もやっているベテランもいれば、ことし初めてなったんだというような自治会長さんも当然いるわけです。結構この事業というのは、事業計画書、予算書、今度は事業が終われば、その決算も出さなくてはいけないわけです。初めてやる自治会長さんにしてみると、書類を提出するだけでも、その中に計画も立てなくてはいけないわけですから、かなりの負担になっているという部分があるんです。また、そういう声も聞こえてくるわけです。

ですから、できればその辺はもう少し簡素化し

たもので、補助金か交付金かは今後考えるということですが、やっていたら大変ありがたいんですが、この点について聞かせてください。

議長（平山 英君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（平山照夫君） 現在、補助金で支出をしている部分がありますので、書類の作成が大変だという、実施報告書も含めまして、ずっと一連の書類がありますので、確かにそういった面ではご苦労をかけてきているということも思っておりますので、先ほども言いましたように今後ちょっと検討させていただきたいと思っております。

議長（平山 英君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） ぜひ検討を加えていただきたいと思えます。

ちょっと質問が前後してしまいましたが、実際に自治会が敬老会を主催しているわけですが、規模によって本当に対象のお年寄りの人数が違ってくると思うんです。場所によっては、市の方から記念品がもちろん出ますし、それから先ほど言ったような補助金も出るわけですが、対象者に対して配って歩くと、どこかに集まっているような催しをやるというような形をとっていないようなところもあるというお話を聞くわけですが、その辺、大きな単位でやっているところ、小さな単位でやっているところ、またそうでないところ、どんなふうに把握されているのかお聞かせください。

議長（平山 英君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（平山照夫君） 確かに自治会によりまして自治会の規模も違いますので、高齢者の対象者、敬老会に招待する方の数というのかなり差がございます。一単自治会ですと、一番大きいところは永田区になるかと思うんですが、招待者数は399名という、約400名

ということになりますので、それから合同でやっておりますのが、高林なんかは857名という、会場が大きいところでやっていると思うんですが、そういったことで数には小さいところもありますので、ばらつきはかなりあると思います。

そういった中で、いろんなやり方をそれぞれのところで工夫をしていただいているんですが、今言われましたように、ある場所に集まって一般的な余興も含めた式典といったものをやらないで、敬老会の招待者のお宅をお祝いといいますか、そういったことで回りながら持って歩くといった自治会も幾つかあるというふうには聞いております。ただ、どこがというのはちょっと私、今、手元に持っていないものですから、そういった状況でございます。

以上です。

議長（平山 英君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） 私も自治会長ですのでやっている一人なんです、主催でやらせていただいている一人なんです。その中で、やっぱりいつも悩むのが、いろんな余興を考えはするんですけども、なかなかやっぱりマンネリ化してきているということもあるものですから、できればいろんな情報を行政のほうから流していただいて、こんなことをやっているところもありますよと、そういう情報をぜひ流していただきたいなと思います。

あと、これは難しいかもしれませんが、その余興の中で手品がうまかったり、いろんなそういった人っているわけですね。社協のボランティアのほうに加盟している団体なんかもあるんだろうと思うんです。そういった中で敬老会に協力しますよというような団体があれば、そういったこともお知らせを願えれば、やる側としては、主催者側としては大変助かります。これは要望として、ぜひ聞いておいていただければと思います。

私自身もちろん敬老会自体は、今後もしっかりと進めていくことが大切だと思っています。長年、お年寄りの方は本当に社会貢献をしてきたわけですから、その思いに報いるためにも、感謝の心を持って敬老会をやっていきたいなと思います。ただ、やるにしても、やはり人間的なもの、金銭的なものが必要になりますので、今後その点については行政として手厚く援助をしていただければと思いますので、あわせてお願いをいたします。

では、次の質問に移らせていただきます。

4番、児童生徒のスポーツ離れと小学校における先生とスポーツ少年団の関係についてお伺いをいたします。

ことし3月に「那須塩原市スポーツ振興基本計画」が策定されました。策定目的では、「市民の健康づくりや生きがいづくりに対する意識は高まり、スポーツの果たす役割・意義はますます重要になっている」とうたっています。また、少年期にスポーツに触れることは、生涯スポーツ活動の習慣づけとなり、仲間づくりや体力の向上、健康の増進など多くの効果が期待できると記されています。以下について伺います。

小中学校におけるスポーツ（部活・スポーツ少年団の活動）離れが見られますが、どう受けとめているでしょうか。また、対策的なことは行われているのでしょうか、お伺いをいたします。

学校とスポーツ少年団の関係について基本的な考えをお聞かせください。

スポーツ少年団（指導者・母集団）と先生との関係（かわり方）についての考えをお伺いいたします。

議長（平山 英君） 教育長。

教育長（井上敏和君） ただいまの4の質問にお答えします。まず、 と をあわせてお答えいた

します。

本市におきましては、小学校ではスポーツ活動離れの傾向が見られるものの、中学校においては横ばいの状況でございます。スポーツ活動は、議員がご指摘のとおり、体力の向上を図るだけでなく、自主性や協調性、ルールやマナーを守る精神などをはぐくむ場でもあり、本市としても学校教育の重点項目としていただいております。

小学校のスポーツ離れの主な原因は、小さいときに外遊びを余りにしなかった児童自身が、部活動やスポーツ少年団を敬遠する傾向もありますが、指導者や一部の保護者の過熱化で練習や練習試合が多くなり、保護者全体の負担が大きくなるため、児童よりも保護者が敬遠していることも挙げられております。

そこで、教育委員会といたしましては、小学校においてもスポーツ少年団活動に保護者や指導者以外に、教職員が指導者としてかかわるよう各学校にお願いをしております。また、本市で進めている小中連携推進事業において、中学校に小学生を招いて小中学生と一緒に練習をしたり、中学校の教員が小学校に出向いて指導に当たったりすることにより、小学校のスポーツ活動の充実を支援しているところでございます。

の学校とスポーツ少年団の関係の基本的な考え方でございますが、本来、スポーツ少年団活動は、児童が学校にいる時間を除く自由時間、放課後活動等で行う活動で、拠点は学校内ではなく地域社会にあるというふうになっておりますが、したがって中心となる指導者は教員ではなく、保護者や地域住民となります。しかし、本地区ではほとんどのスポーツ少年団活動に参加する児童が、単一の学校から構成されておまして、活動の拠点も学校に置いているところでございます。

そこで、スポーツ少年団活動の重要性もかんが

み、学校の教員のかかわりを強めるように学校に依頼しているところでもございます。

以上でございます。

議長（平山 英君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） それでは再質問させていただきます。

今回のスポーツ進行基本計画の中に、アンケート調査があって、小学生・中学生のそれぞれ体育の授業に関するデータが、好きか、やや好きか、嫌いか、やや嫌いかというような内容のものが載っているわけですが、それを見ると、小学校3年生からのデータになってはいますが、小学校3年生では、これは明確にそのとおりの数字になるかどうかはわかりませんが、私のはじめの限りでは、73.3%が好きだと、これが今度は最も低い学年が中学校2年生になるわけですが、中学校2年生になると、何と34.3%しか体育という授業は好きではないと、好きではないというか、好きだとは答えていないんです。

先ほど教育長のお話の中に、スポーツ離れの要因としてということでお話があったわけですが、そういったことも当然関係はするんでしょう。ただ、単一のスポーツに関してハードな練習、それから勝利至上主義みたいなことでハードにやり過ぎて、ある面では中学・高校になってしまうと燃え尽き症候群で、そのスポーツから離れてしまうということが要因ではないかという指摘も、今あったわけですが、体育の時間というのは、また何かちょっと違う気がするんです。

外遊びをしないからというようなことも、指摘を先ほどされていましたが、それだけではちょっと片つかない。逆に言えば、体育の授業を好きにさせる努力というのが、今後非常に大切に私はなるんだと思うんです。その辺の教育長の見解をお聞かせください。

議長（平山 英君） 教育長。

教育長（井上敏和君） ただいまのご指摘のとおり、小学校では体を動かすこと、外遊びは非常に好きだということから、統計、アンケートの結果どおり73.3%、これは確かな数字かと、小学校の校長等、教員等の意見もそれを肯定しているところでございますが、私も中学校をずっと務めてまいりまして、最終的に校長で終わりましたけれども、中学校の2年生、中学校に入りますと、自分が希望して入る部活動に関しては非常に積極的に取り組むけれども、体育の授業については集団活動についてやや停滞が見られるというところは、この目でも確かめているところでございます、その原因としましては、体育教師の中で言われているのは、中学生の思春期に入りますと体を動かすことが嫌いとか、それから汗をかくことは嫌だ、体力を使うことが嫌だというふうな、そんな話も体育の授業の中で上げられているということが上げられております。これがすべて体育の授業が嫌いかということに関しましては、まだ統計的な数値はありませんので、ただそういう傾向にあるということが肯定できると思います。

以上です。

議長（平山 英君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） もう今、教育長が言うとおりだと思うんです。ですから、解決策がぱっと見つかるわけでは、もちろんないんでしょうけれども、やっぱり何らかのアプローチをしていかないと、ますますこの体育の授業、それからもっと多くを言えばスポーツ離れというのが進む傾向があるんだと思うんです。それを少しでも解決するためのことを、やはりこれから考えなくてはいけないんじゃないかと思います。

後で、その提案をちょっとしたいと思うんですが、その前に、以前、体力テストということで、

岡本議員からも質問が出た経緯があると思うんですが、栃木県の平均、例えば50mボール投げ、そのほかにも全体で8つの対象テストがあるわけです。これは教育委員会のほうからいただいたデータを見る限りでは、本市の子どもたちというのは、ほぼ県平均ないしはより上回っているというようなデータが出ているわけです。

ところが、これが全国調査の、例えば昭和61年と比較をした場合に、50m走で、小学校5年生、中学生2年生を対象にしてみると、両方とも大体0.3秒ぐらい今、遅くなってしまっているんです。それから、ボール投げに関して言えば、何と小学校6年生は4.6mも飛ばなくなっているわけです。それから女の子の腕も2.8m飛ばなくなっているというようなデータが出てきているわけです。

当時、岡本議員の質問に対して、教科体育の中で、それから体力の向上研修なんかもやっていきたいと、やっていくというようなお話があったわけですが、その後、この体力の向上研修というのはどのように行われてきているんでしょうか。また、それに対して多少なりとも向上く結果というのがあらわれてきているのか、あわせてお聞かせください。

議長（平山 英君） 教育長。

教育長（井上敏和君） その数値に関しましては、栃木県の中での統計は、確かに県平均より上回っております。そして体力的にも微増であります、向上しているという結果は出ているんですけれども、全国平均と栃木県と本市をあわせまして、今までの数値結果が出されておられませんので、さかのぼって昭和62年度の全国平均ということからすると、ただいまのように吉成議員のような指摘がされます。

当然、体力的に20年前とそれから今の子どもたちは、体力的には劣っているというふうな結果が

出ていることですが、これを受けまして体育の指導者実技研修会とか、それから体育指導者講習会等、これは県を含めて体育指導者全体に関するもの。それから部活動に関しまして、部活動指導者講習会等、さまざまな研修会等でこの実態を踏まえながら研修を深めているところがございます、ただそれに関しまして、どのように結果が出ているかというのはまだ出ておりませんので、その点はご了承ください。

以上です。

議長（平山 英君） ここで昼食のため、休憩いたします。

午後 1 時、会議を再開いたします。

休憩 午後 零時

再開 午後 1 時 0 0 分

議長（平山 英君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） それでは、午前中に続きまして質問をさせていただきます。

先ほど、教育長のほうから体力の向上研修ということで、県などということで、市内でもやっているんだということでありました。今回、ちょっと触れておきたいと思うのは、子どもたちの体育嫌い、それからスポーツ嫌い、そういったものに対しては本当に真剣に我々大人が取り組まなくてはいけない部分だと思うんです。

そういった観点からいくと、今非常に注目を浴びているトレーニング方法があります。それはどのようなトレーニング方法かといいますと、コーディネーショントレーニングというような言葉で呼ばれております。教育委員会のほうにも先ほど資

料をお渡ししていると思うんですが、今回は提言的なことで聞いていただければと思います。

これ自体は、旧東ドイツで開発をされたメニューなんです。東ドイツという一時オリンピックで本当に金メダルラッシュがあったと思います。それが1970年から1980年代だったと思うんですが、そのアスリートのために開発されたのが、このコーディネーショントレーニングなわけです。

それを日本なりにかなり改良を重ねてきて、幼稚園・保育園児から本当にプロのアスリートまで、しっかりと適応できるトレーニング法というのが確立されてきております。

実は8月29日、土曜日ですけれども、那須塩原市スポーツ少年団本部主催によるコーディネーショントレーニングの講座を設けました。私も受講したんですが、短時間だったので明確にすべてを把握したわけではありませんが、非常に楽しい中で体を動かすということが、少しではありますが、少しでもわかりました。また、スポーツ振興課には、そのDVDなんかも既にそろえているというお話ですので、ぜひ教育長さんに見ていただいて、もし学校体育の中で少しでも取り入れられるような部分があればと思います。

実際に、教育指導要領の中にも体育遊び、体操遊びという項目が入っていると思うんです。ですから、決して間違った方向ではないと思いますので、今後調査研究を含めて、ぜひ前向きにとらえていただければと思いますので、よろしく申し上げます。

次、今回の質問の中で、スポーツ少年団を中心に組み立てた質問をしようと思っっているんですが、その中で、その前に1点だけちょっと要望させていただきたいのは、スポーツ少年団も当然学校団、地域団があるわけですが、特に学校団でいえば体育館を借りて、我々活動しているわけです。

ただ、スポーツ少年団だけではないんです。体育館もちろんグラウンドも含めてですけども、いろんな団体が学校開放ということで今使っているわけです。婦人バレーであったり、インディアカであったり、バスケットもそうでしょうし、それからバドミントンなんかもそうです。

そうすると、どうしても体育館のワックスの切れが早いんです。それからモップなんかの傷みも非常に早い。あと、私は大原間小学校の体育館を借りて活動していますが、バレーボールの支柱なんかの傷みも早くて、この前チェックしてみたんですが、ピスが何本か抜けていたり、それからどうしても支柱自体がかなり古いものですから、子どもたちだけで運ばせるのは非常に危険だと、そういったこともあるんです。

これは体育館の用具等をチェックしてもらえば、多分そういったところがほかにも見受けられるんじゃないかと思います。ただ、学校開放としての予算枠を設けていないと思うんです。要は小学校・中学校にしても、両方とも予算としては備品の部分で多分対応していただいているんじゃないかなと思うんですが、なかなかそちらのほうまで、学校もほかにもいろんな備品をそろえなくては行けませんので回ってこないんです。そんなにかかる部分ではないと思いますので、ぜひ別枠で設けて予算枠をとっていただけるとありがたいのですが、この点いかがでしょうか。

議長（平山 英君） 教育長。

教育長（井上敏和君） ただいまの吉成議員のご指摘のとおり、その予算的な措置というのは現在とられておりませんが、施設整備の面で学校管理者の校長を中心として、施設の点検・整備を考えていかなくてはならないと思いますので、今後早急に検討課題として取り組みたいと、こんなふうに思っております。

以上です。

議長（平山 英君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） ぜひ、よろしく願いいたします。

それでは、スポーツ少年団と先生のかかわりということで、先ほども教育長のほうから答弁をいただいているわけですが、やはり良好な関係というのが非常に大切だと思うんです。確かに、校長会等では言っていたいていると思うんですが、まだ校長先生の意識の中には違いもあったり、その辺で多少、母集団と先生というよりは学校といった表現のほう为正しいと思うんですが、ぎくしゃくしていたり、そういった部分があると思うんです。

そこで提案なんですけど、できれば母集団、そこに外部指導者なんかも入りますので外部指導者、そして学校側の指導する先生、校長先生、教育委員会が中心になって、そういった協議会をぜひつくっていただいて、子どもたちが本当に楽しくスポーツができる環境というのを、お互いに理解しながら立ち上げていきたいと思うんですが、この点いかがでしょうか。

議長（平山 英君） 教育長。

教育長（井上敏和君） ただいまの提言も、やはり私どもも承知しているところでございます。さまざまなスポ少の学校と、それからいわゆる地域の指導者との間のトラブル等も報告されております。そういう中でやはり母集団と学校の関係という中で、昨年度の終わりからスポーツ振興課と学校教育課、県のふれあい学習課、そして指導者の代表を交えて、これで協議会を設置して、今後スポ少のあり方について議論を深めていきたい。と同時に、県のふれあい学習課を中心としながら県の指導者養成研修会等にもその提言をしたいと、こんなふうな取り組みを今始めたところでござい

ます。

議長（平山 英君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） ぜひ、私も責任者の1人として、やはりせっかく子どもたちがスポーツをしたいと言いながら、先ほどもありましたけれども、母集団の活動が大変だから親のほうが反対をしてしまうとか、また学校によっては、余り表現したくないですけれども、不理解な先生も中にはいらっしゃるって、その辺がネックになったり、やはり一番はコミュニケーション不足だと思うんです。先ほど教育長が言われたようなものを、また那須塩原市独自としても進めて、私もいきたいと思しますので、よろしく願いをします。この項は以上で終了させていただきます。

それでは、5の持続発展教育の学校現場への普及を図るユネスコ・スクールへの参加をについて、質問させていただきます。

ユネスコ・スクールが進める基本分野は、地球規模の問題に対する国連システムの理解、人権、民主主義の理解と促進、異文化理解、環境教育の4つがあります。この4つの基本分野を活用して、世界じゅうの学校と児童生徒間、教師間で交流し、情報や体験を分かち合い、地球規模の諸問題に対処するような新しい教育内容や手法の開発、発展を目指しています。

世界の加盟校は、現在ですけれども177カ国、約8,000校です。日本の加盟校が、ことし8月現在で92校となっています。

ユネスコ・スクールに対する評価をお聞かせください。

平成17年9月の第57回国連総会で、日本が「持続発展教育（ESD）の10年」に関する決議案を提出、全会一致で採択されました。本市の教育現場への導入を検討してはいかがでしょうか。

議長（平山 英君） 教育長。

教育長（井上敏和君） ただいまのご質問に、から答弁いたします。

まず、ユネスコ・スクールに対する評価についてのご質問でございます。教育・科学・文化の面で国際協力を進めながら、世界の平和を実現することを目的とするユネスコ活動は、私どもも極めて意義深いものと考えているところでございます。

ユネスコの活動の中の1つのユネスコ・スクールも、ご指摘のとおり、としては貧困や飢餓などの世界的な問題からテーマを選び調査を行うこと。他者の権利、義務や責任について意識を広げること。異なる習慣や伝統、価値観に対する理解を深めること。環境問題の解決の手段を検討し、科学が人類の将来に果たす役割を考えることの4つの分野を基本テーマとしておりまして、それぞれが極めて高い教育的価値を含むものと、こんなふうにとらえているところでございます。

持続発展教育の本市教育現場への導入の検討についてでございますが、持続発展教育は、私たちや私たちの子孫がこの地球で生きていくことを困難にするような問題について考え、問題に立ち向かい、解決するための学びであると、こんなふうに理解しています。

本市では、ユネスコ・スクールに参加している小中学校は現在ありませんが、持続発展教育に関する教育内容、例えば環境教育や国際理解教育については、総合的な学習の時間などを中心に、各小中学校で意図的・計画的に指導が進められており、成果を上げているものととらえているところでございます。

また、国際交流、国際理解教育につきましても、本市の大きな施策の一つとして、今年度より中学生海外交流事業を立ち上げ、オーストリアのリンツの学校との相互交流が本格的に動き出しており

ます。したがって持続発展教育の導入については、これまで同様、各学校に情報提供し、各学校の判断に任せる方向を考えておるところでございます。

以上です。

議長（平山 英君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） ただいま教育長の答弁をいただいたわけではありますが、教育長は英語が専門でしたよね。この持続発展教育、英語でESD、これは私の発音が正しいかどうかちょっと検索していただきたいんですが、エデュケーション・フォー・サステナブル・ディベロプメントでよろしいんでしょうか。いいみたいです。

実際に今、答弁をいただいた中で総合学習等でそれに近いもの、特に環境教育なんかはしっかり入れているというお話で、それはそれで結構だなと思うんですが、やはりこのユネスコ・スクール、そして持続発展教育、この特徴というのは、やはり全世界がインターネットでつながっていますので、本当に異文化交流であったり、そういった部分が非常に大切、または重要な部分だと思うんです。

そういった点を考えれば、これは本当に市内で1校でも結構だと思うんですが、モデル校をちょっとつくっていただいて、登録・加盟をしていただいて進めていったらいいかなと、そのように思いますが、この点どうでしょうか。

議長（平山 英君） 教育長。

教育長（井上敏和君） インターネットを中心とした異文化交流ということで、現在、学校ではコンピューターの導入により、インターネットが接続可能になっておりまして、そのインターネットを利用した教育内容も各教科の中で検討を深めているところでございます。

その中で、モデル校づくりということのご提言でございますが、これに関しましては、まだ考え

ていないというのが現状でございます。というのは、さまざまな教育現場には各方面から生徒指導のモデル校、学習指導のモデル校、環境教育のモデル校、さまざまな分野から要請がまいておられますので、急にぱたっとこういうふうなのが入ってこられても、学校が窮するだけで、忙しさが前面に出てしまうと、せっかくのすばらしいご提言も無駄になってしまいますので、検討の余地ということで、ご提言を承るといっておさめたいと思います。

以上です。

議長（平山 英君） 27番、吉成伸一君。

27番（吉成伸一君） 気を使っていたいてありがとうございます。

いろんなモデル校の要請がいっぱいあるということですので、今後の課題ということでとらえていただければと思います。

くしくも、きょう9月11日は8年前に米国の同時多発テロが起こった日になるわけです。先ほど教育長も、このユネスコ・スクールの中の4つの分野の中でちょっと触れていましたけれども、やはりテロが起こる原因、もちろん幾つも考えられるわけですが、その中の大きな要因としてやっぱり貧困、飢餓というのがあつたわけです。

この4つの分野の中にも、それらの研究というのが勉強科目として入っているわけです。ですから、もちろん大切なことというのは、教育はもうそんなに一、二年で結果が出てくるものではありませんので、できれば早いうちからこういったこと、世界に目を向けたことをやることによって、簡単にテロが撲滅できるとは私も思いませんが、非常にそういった観点から考えても、やはり意義深い授業であると私は思っております。

ぜひ、今後も調査研究をしていただいて進めていただければと、そのようにお願いをして、

私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

議長（平山 英君） 以上で27番、吉成伸一君の市政一般質問は終了いたしました。

平 山 武 君

議長（平山 英君） 次に、5番、平山武君。

5番（平山 武君） 皆さん、こんにちは。議席5番、平山武でございます。

ただいま吉成議員のほうから、きょうは9月11日ということで、アメリカの同時多発テロの日ということで、決して私はテロ軍団ではございませんので、こよなく愛する那須塩原市をよくしたいと、そういうつもりでこれから一般質問に入ってまいりたいと思います。

一般質問通告書に従いまして質問を行います。

1、行政の組織機構について。

信頼と強調をキーワードに幾多の困難を乗り越え、平成17年1月1日県内1番目の合併をなし遂げ、人口11万5,000余人の那須塩原市が誕生いたしました。当時、十二分な検討を重ねた上、住民サービスの向上を考え、総合支所方式としてスタートいたしました。その後、本庁方式が検討され、現在完全な本庁方式に移行されました。そこで、合併に携わった責任者の1人として、以下のことについてお伺いをいたします。

総合支所方式から本庁方式になった経緯について。

支所の位置づけと支所長の役割について。

新庁舎建設を踏まえた組織規模及び組織機構の考え方について。

以上、質問いたします。

議長（平山 英君） 5番、平山武君の質問に対

し、答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（高藤昭夫君） 組織機構につきまして、3点ほどご質問いただいておりますので、順次お答えをしたいと思います。

まず、の総合支所方式から本庁方式になった経緯についてであります。本市の組織は平成17年1月1日に合併後の急激な変化に伴う混乱や、市民サービスの低下を招かないよう総合支所方式でスタートいたしました。しかし、3つの支所が並列であることから、支所間の調整及び事務処理や政策決定の非効率化が課題となり、平成18年4月に調整班を廃止いたしまして、黒磯庁舎を実質的な本庁とする一方で、教育委員会の本局と水道部の本庁を西那須野庁舎に移転いたしました。また、平成20年4月には合併効果としてのさらなる行政の効率化や総合計画の円滑な推進を図るため、本庁方式を取り入れ企画立案業務の本庁集約や課・係の新設、統廃合などを行い現在に至っているとあります。

次に、の支所の位置づけと支所長の役割についてであります。6月議会でも関谷議員のご質問にご答弁申し上げましたが、本庁方式における支所の位置づけにつきましては、本庁との連携のもと、窓口業務や相談業務のほか、地域施設の維持管理等を行うこととしております。また、支所長の役割であります。支所長は支所の統括責任者として、庁舎の管理や区域内の防災などを所掌しておりますが、今年度の中で本庁と支所の事務分担の再整理を行う予定でもありますので、この中で支所長の職務権限等につきましても、さらに検討を加えてまいりたいと考えております。

最後に、の新庁舎建設を踏まえた組織規模及び組織機構の考え方についてであります。この件につきましても6月の議会でも申し上げましたが、

新庁舎につきましては総合計画・後期計画の中で、より具体的な検討を行い、道筋をつけてまいりたいと考えており、その新庁舎建設時には組織のあり方も根本から見直していく必要があるものと思っていますところであります。

以上です。

議長（平山 英君） 5番、平山武君。

5番（平山 武君） それでは、再質問をさせていただきます。

項目3点ありますが、それぞれ順序が入れ違いかもしれませんが、一括して質問させていただきたいと思います。

まず最初に、平成17年1月1日、この1市2町が合併をしました。県内第1号です。その中で、合併の中でいろんなことがありました。ここに合併協定書、調印式、栗川市長さんのごあいさつ、かいつまんでいきますと、3市町の合併は、平成13年6月26日に4市町ステップアップ研究会として歩み始めました。以来、本日まで3年の時間が流れました。この間、実にさまざまなことがありました。それぞれかわる機関は異なりましたが、信頼と協調を旨として今日まで一糸乱れずに進んでまいりました。

市町村合併は、まさに歴史的な決断であります。市長としては大変な思いではありますが、さまざまな意見をお聞かせいただき、市民の将来にとってベターな選択をしていく、このことが首長としての責務であると考えております。未知なる扉を開けようとするとき、だれでも不安になります。しかし、時代の流れをきちんと判断し、現在と将来の市民にとってベストである道、3市町合併という道を、私どもは確信を持って選択をしたところであります。6月の雨は秋の豊かな実りを約束すると言われております。本日の調印式を新たな出発として、黒磯市と西那須野町と塩原町とが皆

様の手でまいていただいた那須塩原市の種をはぐくみ、豊かに実らせ、「人と自然がふれあうやすらぎのまち那須塩原」として那須塩原市民の皆様にもさらなる恵みをもたらせるよう力強く進んでいくことをお誓い申し上げ、私のごあいさつとさせていただきますと、こういう市長のお話がありました。

このとおり、当時1市2町が本当に信頼と協調のもとに合併を進めました。そしていろんな協議事項がありました。それらを含めて市長さんにお聞きをいたしますが、それを十分に踏まえて新市のスタートをして、現在この1市2町の町民が一体化するようにすばらしい努力をされているということですが、今でもその気持ちでいち早い一体化を願いながら行政を進めていると、そういうことでよろしゅうございますか。所見をお伺いいたします。

議長（平山 英君） 市長。

市長（栗川 仁君） ただいま合併当初のお話があったところでございます。

当然、私も黒磯市の市長でございましたし、平山議員さんにおかれましては、西那須野町長さんということで、合併協議におのずと立ち会ったわけでございます。そういう中で、さまざまな協議がなされまして、合意点を見つけながら3市町の合併がなされたというふうに思っております。先ほど、合併の調印式のあいさつ等もお話があったところでございますけれども、いささかたりともその気持ちに変わりはございません。

しかし、行政を運営する中で、やはり時代の流れもございまして、あるいは状況等にありましますように行政効率というものも十分勘案しながら、市政を運営していかねばならないというのも私たちの使命でもございます。

そういう中にありまして、当然国等からの地方

自治体の職員数等々につきましても多過ぎると、あるいは給与に関しましては高過ぎると、さまざまな指摘がございます。そういうものとも照らし合わせながら、私ども行政運営をするわけでございまして、今回そういう中で、先ほど部長のほうから話がありましたように、機構の改革等を含めながら、市民に大きな迷惑のかからない状況のもとでの行政組織の改革を進めなくてはならないという状況のもとで、このような対応をしてきたところでございます。

また、合併協議の中でさまざまな協議をされておりますし、その中で新庁舎の話も当然10年以内には那須塩原駅周辺にそれらの設置をするということになっております。先ほど話がありましたように、10年と申しますと、もう5年が経過したわけですから、あと残りは5年ということになります。当然、後期計画の中でそれらの検討を十分しながら、今後の対応を図っていきたいというように考えておりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（平山 英君） 5番、平山武君。

5番（平山 武君） 市長にはすみませんでした。ありがとうございました。直接質問とは関係なかったんでございますが。

それでは、早速先ほどの総合支所方式から本庁方式になった経緯という中で、合併後の急激な変化に伴う混乱や市民サービスの低下を招かないよう総合支所方式でスタートしたと、こういうご答弁がございましたが、これは第8回の合併協議会の会議録、既にもう御存じだと思いますが、こちらでいろいろ議論が交わされまして、新市の事務所の位置は新庁舎建設までの間、現在の黒磯市役所の位置とすると、本庁のほか西那須野町に支所、塩原町に支所及び出張所を置くものとするとし、

総合支所方式を採用する。将来の新庁舎の位置は那須塩原駅周辺とすると、こういう議題が入ったわけでございます。

その中で、いろんな議題が出ました。それぞれ総合支所方式と本庁方式のメリット、デメリット、そういうものが出たわけでございますが、それらを総合して最終的に、いろんな意見が出た中で、こちらのページ数を言ってもわかりませんが、先ほどの文章の中に新市の本庁のほか、西那須野に支所、塩原に支所及び出張所を置くということの文言の中で、いろんな質疑が出まして、3つ一緒ではないかということで黒磯市にも支所を置くと、そして本庁を置いてその下に支所を3つ置くと、そういう形で総合支所方式ということで協議会の中で決定をしたと確認しております。

ということになりますと、それから先ほどのお答えですと、1月1日にスタートいたしました。そしてもう1年4カ月で調整班の廃止。ということは、そのころからもう本庁方式でスタートしていたのかなという気がいたします。そこで出発をして、総合支所方式という形での検討はどのくらいなされたのか。それとも、いきなりもう最初から本庁方式でなっていたのか。その辺のところをお聞かせいただきたいと思います。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（高藤昭夫君） 総合支所方式でスタートいたしまして、現在本庁方式という完全な形に移行しているわけですが、先ほど申しましたように、基本的には総合支所方式という形をなるべくとろうということでやってまいりました。

先ほど、幾つかそこでの課題が抽出されまして、18年4月に、このときに先ほど申し上げましたが、実質的な本庁を黒磯庁舎と、こういうふうにしたということなんですけれども、この時点でもそれ

それまだ総合支所方式の3つの支所という形でありました。

ただ、このときに、先ほども申し上げましたが、教育委員会と水道部ですか、西那須野庁舎に移すということで、実質黒磯庁舎を本庁とするという関係上、若干こちらの職員の数の問題で、スパンの問題でこういうことをしたということで、基本的にはそういう形でいこうと。

ただ、3市町の約束事ではそれでいいんですけども、先ほど申し上げた課題、それから対外的な部分で、なかなか3つの支所があって業務を遂行していく上でも、それぞれ例えば会議等にしても、あるときには西那須野支所の課長が出るとか、黒磯の課長が出るとかというようなことで、対外的な部分も当然ありました。そういうことで、この先見直すときには本庁方式が望ましいんじゃないかという意見も、十分このときにありました。

そういうことを踏まえながら平成20年4月、合併から3年がたって、当初申しあげました市民の皆さんの混乱も落ちついた時期にもなっていましたので、先ほど市長も申しあげておりましたけれども、行政の効率性というものも高めなくてはいけない、さらには総合計画もスタートしたと、こういうことで本庁方式に移行させていただいたと、こういう経緯であります。

議長（平山 英君） 5番、平山武君。

5番（平山 武君） 私もその辺は承知をしております。簡単にこの組織というのは、今まで本庁方式的な形で各市町がやっておって、突然として総合支所方式だといったらぱっと変えられるとは思っておりません。

しかしながら、どちらをとるか、行政効率だけでいくのか、確かに本庁に集めれば人員も削減できまして、住民の要望であり、いろんなことでも

きます。でも、やはり住民サービスというのは、市長さんもおっしゃっているとおり、そちらが一番私は重要だと思うんです。そのときに多少財政のリスクをしょっても、職員が無駄かもしれませんが、その辺は住民に対する目線で、市長さんも常に言っている、その目線で組織機構を考えていただきたいと。総合支所方式だ、本庁方式だと形式にこだわるのではなくて、今後の組織としてきちんと整備をしてもらいたいと、考えてもらいたいと。

5年なんてあっという間にもう過ぎてしまったわけです。これから検討しても、1年や2年で、市長さんのおっしゃるとおり簡単にできるわけではないと思うんです。ですから、同時にその辺が、新庁舎も将来建てるか、建てないかも含めて検討していく中で、一番問題なのは組織だと思うんです。組織によって庁舎の器も決まっていくし、一番大事な組織を、そういうような観点から支所、そちらに、ある程度住民のサービスという形で力を入れてもらえないか。

例えば、いろんな税務とかの申告のときもあります。これからちょっとお聞きしたいんですが、支所の事務量、関谷議員のときにお答えもありましたが、一応もう一度、それぞれ支所、本庁の事務量、どの程度人の動きがあるとか、事務量も含めてお教をいただければと思います。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（高藤昭夫君） まず、組織を考えたときに住民のサービスということが根本だろうということは、6月議会のときにも関谷議員にお答えしたとおり、そういう観点からそれぞれの支所にも市民の皆さんには迷惑をかけないように、すべての窓口が開かれている。不便をかけないという点では、配慮してきておりますし、これからもそ

ういうことでやっていくというのは、そのとおりであります。

それで事務量ということなんですけれども、現在の支所の業務は、先ほど申し上げましたような業務ですので、6月のこれも繰り返しになりますけれども、いわゆる窓口業務といわれる市民課の関係であるとか、保健、福祉の関係ですね、こういったところの、税等も含めてですけれども、窓口の処理件数というものを、6月議会のときに関谷議員のほうにはお示しをさせていただいた。その繰り返しですが、パーセントで言いますと本庁が57.28%、西那須野支所が37.16、塩原支所が5.56ということで、おおむねそれぞれの地区の人口と比例したような処理量になっていると、こういうことであります。

議長（平山 英君） 5番、平山武君。

5番（平山 武君） 同じことを何度も言わせて申しわけございませんでした。そのとおりで、事務量が相当人口に比例していたということで、特に西那須野支所等は通常で考える支所ではないと、住民サービスという窓口の今言った相談とか、いろんな細かいことがございます。

例えば、税の徴収がいけばその相談は本庁にこないで、本庁に来ることになっていますが、身近な支所に行って相談をすると、そういうときに果たして本庁で整理をしていることになっているので、本庁に聞いてくださいというわけには職員の皆さんはいかないと思うので、住民サービスを十分にそこで忙しい中でもやらなくてはいかんと。そういうのも十二分に勘案してやっていただきたいと。

業務については、証明書とかそれだけではございませんよね。それでしたら自動交付機で済んでしまうわけですから、その後のいろんな相談とか、苦情処理をしたり、そういうものが非常に大変に

なってくると、そういうことをぜひご認識をいただいて、これからの組織機構にきちんとしていただきたいと、そういう思いであります。

そこで、新市の庁舎の建設、一応10カ年計画の中で、市長さんのお答えもありましたが、あと5年と。明確な回答は恐らくできないと思いますけれども、新市の庁舎を建設する。それが文字どおり新たな那須塩原市としてのスタートだと、それぐらいのつもりで、それまでには住民の一体化もすべて起きて、今までのいろいろな西那須野方式やら、黒磯方式やら、そういうものが払拭できて、スタートできるときだと私は思っておりますので、これからの期間を、今機構見直しをしておりますけれども、それが終わると、どういうことになるのでしょうか。しばらく組織はいじれないと、9月いっぱい10月ぐらいで見直しをされて、今でき上がろうとしているときでございますが、それができると、次のいろんな検討までは間があくのでしょうか。それとも、それはそれとして、また次の新たな組織のあれを平行してやっていくのかと、その辺のお考えを伺います。

議長（平山 英君） 企画部長。

企画部長（高藤昭夫君） 今後の組織のあり方ということですが、現時点で具体的にスケジュールを持っているわけではありませんけれども、今年度につきましては、これも6月議会のときに申し上げましたが、昨年総合本庁方式でスタートをしたという形になって、6カ月を経過した時点で一度検証しようということで、そこでの課題を再度整理して、ふぐあいなところを今回は修正していこうと、こういうことで今年度の機構の一部見直しのものをやっていっているんです。

組織ですから、新たな仕事ができるとか、ある仕事が終わると、こういうことで毎年それぞれ検討は加えていきますが、大きく組織を変えるとい

うのは、恐らくこの次の時期は後期の総合計画が24年度からスタートしますので、またその施策の推進にあわせた組織の見直しというのが、まず最初に来るものだと思っています。

将来的には、先ほど庁舎の話も出ていますけれども、これについては、当然今の支所等々のあり方も含めて大々的にまた検討していくという時期が来るだろうと、こういうふうには思っているところです。

議長（平山 英君） 5番、平山武君。

5番（平山 武君） 今すぐに簡単に答えは出ないと思っておりますが、私が言いたいのはその姿勢です。市長が言っている住民サービス、市民サービス、市民を中心に利便性とか市民の行政サービスの向上と、そういうものを市長が訴えています。

その中でいろんな事業を市長は行っていますから、それをまずしっかりと目線に置いて、例えば今国からいろんな業務が押しってきます。いろんな動きがあります。本当に職員の皆さん大変だと思えます。大変だと思えますが、そこでやみくもに減らすのではなくて、そのときそのときで、人が必要ならば十分に使っていいと思うんです。職員を削減するばかりが能ではないんです。

首とは言いません、削減。要は住民サービス、それを前提に、市民サービスといいますが、それを考えていただいて、その中で残った人たち、それでも足らなければ削減はできないという形できてくるかもしれません。これからどんどん地方にそういう権限移譲が来ますので大変になってくると思うんです。国や県は、厄介なものはみんな手放して市町に落ちてくると、そういう事態も想定されますので、その辺も考えてきちんとした組織を構築してもらいたいと思っております。

それで、やっぱり新庁舎建設に向けて、本庁の

あり方、青写真はどうか、事務効率をどうして考えていくか、本庁の職員数はどのぐらいにしたいのか、よって、組織機構はそれに基づいてどういう形になるのかという、私はできるだけ住民に負担をかけないと、例えば、これは私的な意見で申しわけございませんが、過度な庁舎を、例えば今のまま本庁の職員が入るとすると、三、四百きつと入れなければならない。そうすると、おのずと建物は予算的に何十億ということになると。できれば、その辺はできるだけ住民の負担を避けるという意味で、いろんな方法があると思います。

例えば、国・県がそういう形で縮小してくるとなれば、合同庁舎的な形もあるでしょうし、できるだけ自前で建てればすべて経費はぶち込みになります。入れ込みになります。できるだけ、そういうものを避けるような組織機構を含めて、行政の組織機構です、そちらをしっかりと考えていただきたいと思います。

これは市長さんのリーダーシップによって、当然それは進んでいると思いますが、一応その辺、市長できるだけそういうことも含めてやっていただきたいと思います。最後にご所見をちょっとお伺いしたいと思います。

議長（平山 英君） 市長。

市長（栗川 仁君） 今後の計画等についての話でございますけれども、当面、今後5年間の後期計画が立てる中で、さまざま検討をしていくことは当然でございますし、その中で何を優先するかということになりますと、当然市民に対するサービスの向上は低下させていかないというのは原則になってくるんだろうと、私自身もそのように思っておりますし、そういう意味ではいろいろな行政手法等についても今後検討しながら、進めていきたいというふうに思っておりますし、後期計

画の中にそういう部分も含めて検討していきたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

議長（平山 英君） 5番、平山武君。

5番（平山 武君） ありがとうございます。市長さんのその心意気というか、強い姿勢、それを伺いました。ぜひ、大変でありましょうけれども、職員の皆さんが汗をかけば、住民は安心・安全が得られると、そういうことで本当に厳しい時代ではありますけれども、職員の皆さんにも、市長さんの指導のもと、しっかりと汗をかくと言っては怒られますが、業務に精励をしていただいて、本当に県北一というか、県下に誇れる那須塩原市、そしてこの県北をリードする那須塩原市になるよう、他の見本になるよう、新しい時代に向けた組織機構をしっかりとつくっていただきたいということをお願いいたしまして、この項は終わります。

続きまして、自治会組織の見直しについてということで、質問に入らせていただきます。

市長さんが掲げる市民との協働によるまちづくり、これにはお答えにありましたとおり、市としては欠かせない組織であると、住民と協働のまちづくりにとって欠かせない組織であるというお答えをちょうだいいたしました。現在、自治会の組織、それと活動状況、それをお教えいただきたいと存じます。

議長（平山 英君） 質問について、1番とか、2番とか、3番とか。

5番（平山 武君） 大変失礼をいたしました。初めてでございまして緊張しております。

次に、2番に移らせていただきます。

自治会組織の見直しについて。

市長の掲げる市民との協働によるまちづくりにおいて、自治会との連携は欠かせないことであると考えます。現在214の自治会があるが、その中

には戸数の少ない自治会が数多く存在します。行政効率を考えると将来見直しが必要と思われます。そこで、以下のことについて伺いをいたします。

行政として自治会の位置づけをどう考えるか。

旧黒磯地区の人口密集地の自治会について、過去において細分化されたと聞くが、その経緯について伺います。

以上でございます。

議長（平山 英君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（高藤昭夫君） 自治会組織の見直しにつきまして、2点ほどありますので順次お答えをいたします。

まず、の行政としての自治会の位置づけについてでありますけれども、自治会はその地域に住む人たちが自主的に組織し運営される最も身近な住民自治組織ととらえております。なお、市の施策の推進や市民への行政情報の周知など、自治会には大変大きな協力をいただいているところであります。市民と行政による協働のまちづくりを推進するためには、欠かすことのできない組織であると考えているところであります。

次に、の旧黒磯地区の自治会の関係についてであります。過去に自治会が細分化した事例は幾つかありますが、いずれの場合も地域の世帯数の増加に伴いまして、過去の話ですので、当時区長ということですが、1人では負担が大きいか、地域住民の意思が十分に反映されにくくなったと、こういった理由などから、より効率的な自治会運営のために自治会が自主的に判断した結果、分割に至ったもの、このようにとらえております。

以上です。

議長（平山 英君） 5番、平山武君。

5番（平山 武君） それでは、再質問をさせて

いただきます。

、それぞれ関係いたしますので、一括で質問させていただきますが、よろしゅうございますか。

それでは、まず最初に現在の自治会の数、そして自治会の組織、そして動き、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

議長（平山 英君） 企画部長。

企画部長（高藤昭夫君） 自治会の数につきましては、先ほど議員のほうからありましたように、全体で214ということで、黒磯地区に146、西那須野地区28、塩原地区40、こういう内訳であります。この組織というお話なんですけれども、それぞれ自治会、地域によっても違いますし、それぞれ組織の内容については一概にこうだという形はないかと思っておりますけれども、それぞれの地域の中で活動しやすいような組織がつけられているんだろうと、こんなふうに思っております。したがって、その動きといたしますか、行われている活動につきましても、大きな違いがあると思っております、それぞれがこのように考えております。特に地区別によって、西那須野地区、黒磯地区等々、大きく分けるとそういった地域によって活動状況も違うというのが現実かと思っております。

議長（平山 英君） 5番、平山武君。

5番（平山 武君） 私の質問の仕方がちょっとずれているようでございまして、現在の自治会連絡協議会があると、そう聞いておりまして、そちらはどういう形で、例えば組織が執行部会があるのか、あとは理事会みたいなものがあるのか、いずれにしても214ありますから、それらの全体会議とか、それからここに多分理事みたいのを選抜してあるとすれば、その人選の仕方とか、どういう地区からとっているのか、その選び方とか、逆に言うと、それに伴って会議等、自治会は独自につ

くっているものでありますが、先ほど言った協働のまちづくりに必要だということで、いろいろなお願いをすることもあるかと思うんですが、そういう等々を含めて会議等を何回くらいやっているのかと、その辺をお聞きしたかったものですから、すみません、再度質問を変えます。角度があれで、お答えしにくかったと思いますが、失礼いたします。よろしく申し上げます。

議長（平山 英君） 企画部長。

企画部長（高藤昭夫君） 先ほど申し上げました、黒磯地区、西那須野地区、塩原地区という地区をベースに、自治会長の連絡協議会が組織化されております。塩原地区は塩原地区と箒根地区、それから西那須野は西那須野1つです。黒磯は高林、東那須野、黒磯、鍋掛と、こういう4地区をその下のエリアとしまして、そこからエリアの中での自治会長さん方が、これは全部が管理をするということですが、これは全部が管理をするということですが、これはお1人ですけれども、副会長さんが2名だったと思います。そのほか、会計がいて、そのほか四十数名だったと思っておりますけれども、各地区で割り振りで理事さんがおります。

そういうことで組織がありまして、いろいろ今議員からもお話がありましたように、自分たちの自治会としての自主的な研究もいろいろなされているようですけれども、市からいろいろ協力依頼があったときに、自治会として同じ歩調でどのように進めていくかと、こういったことをご協議いただいているということで、年の会議は、ちょっと資料がないのであれですけれども、五、六回は少なくとも開かれているかと思っております。

上辺つけでも、ことしからはそういったことでの動きもなかなか住民の皆さんもわからないということで、自治会連絡協議会の会報も出そうというようなことでの、編集委員さん方もことしは選

ばれたと、こういう状況にあります。

以上です。

議長（平山 英君） 5番、平山武君。

5番（平山 武君） わかりました。そうすると、全体での214という会議ではほとんどやっていないということでございますね。

部長のご答弁のとおり、自治会というものは自主性でそれぞれやっていますから、行政からどうのこうのという指示はできない、これはもう十分わかります。しかしながら、私が言いたいのは、市長が市民と協働のまちづくりの中で、先ほどの答弁にもありましたが、最も身近な組織であると、こういうことですから、これを活用しない手はないのではないかと、そういう観点から今お聞きいたしました。行政でこれから協働のまちづくりの中で、自治会組織というものをどれくらい重要性というか、考えているのか、再度、そういうものも含めてお聞かせをいただきたいと思います。

議長（平山 英君） 企画部長。

企画部長（高藤昭夫君） 議員さんも行政の中でいろいろ自治会とかかわりは持たれたのでご承知だと思いますけれども、行政の場合はいろんな組織と協働してといいますか、連携をしていくことになります。自治会等は包括的な住民の組織でありますけれども、そのほか行政補完するような組織では防犯協会とか、安全協会とかいろいろなもの、それから機能的な組織としては教育とか社会教育、文化、スポーツ、こういう団体といろいろつき合っていきますけれども、自治会そのものは、先ほどご答弁申し上げましたように、行政と最も近いといいますか、そういう位置関係にもありますので、私どもとしてもそういう中でも本当の基礎といいますか、基盤となる組織だと、こういうふうに考えております。

議長（平山 英君） 質問の途中ですが、ここで

10分間休憩いたします。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時09分

議長（平山 英君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番、平山武君。

5番（平山 武君） それでは、自治会の連絡協議会の会議ということで先ほどお伺いしましたが、なかなか余りやられていないという形だと思います。そこで、自治会の位置づけということで、位置づけと言うと仰々しいんですが、本当に重要な位置づけということでの答弁をいただきましたので、この活用の点で、例えば会議の中で4回、5回開いたということでございますが、その前にちょっと一つ認識をしておきます。

自治会の214という形での会合はなかなかやりにくいと、そういう形で四十数名の方々を選んでその方でやっている、その四十数名の方というのは、市長が唱える15公民館構想の中で、そのエリアからうまく人数のある地区に偏るといってなく取り出しているのか、その選び方については多少行政のほうも、行政効率というか、お手伝いいただくわけですから、行政の意向等、その辺は伝えながら人選をしておるのかどうかお伺いをいたします。

議長（平山 英君） 企画部長。

企画部長（高藤昭夫君） 自治会長連絡協議会の関係なんですけれども、先ほど大きなベースになる地域の話はしたんですけれども、それぞれの地域、例えば黒磯地区には4つあるというお話をしましたけれども、黒磯地区の黒磯といいますか、市街地には黒磯地区自治会長の連絡協議会がある

と、鍋掛には同じような連絡協議会があると、こういうピラミッドの形になっていまして、そこからその地区地区の役員さん方がベースとなって全体の市の連絡協議会の中に入ってくるということで、あくまでも自主的に自治会長さん方がそういったものをお決めになってやっているということで、私どもは市民協働推進課になりますが、事務局としてそれらのお手伝いといいますが、事務局でお手伝いをさせていただいていると、こういうことです。

議長（平山 英君） 5番、平山武君。

5番（平山 武君） そうすると、会議の内容、少しわかりづらいので、集まったときにどんな目的というか、会で集まっているのか、その辺をお聞かせいただきたい。

議長（平山 英君） 答弁を願います。

企画部長。

企画部長（高藤昭夫君） ちょっと資料をひもとかないとなかなか出てこないのですけれども、先ほど申し上げましたように、ことしは第1回が4月に行われているわけなんですけれども、このときには自治会の中の組織について話し合いがなされたり、それから今の産廃の問題等々もありまして募金活動、こういったことに、失礼しました。これは20年の話です、大変失礼しました。そういったことを過去にはやられています。

新しいところでは、すみません、20年の資料で申しわけないんですけれども、今言うようなものとか、それから20年度は、そのほかには自治会の、先ほど申し上げました行政からのいろいろ協力に対する取り扱いの関係、自分たちでの勉強会、研修関係、こういったものについての協議です。そういったことがその時期、その時期で必要なことについていろいろ協議をされているようです。当然、5月ごろには総会が行われまして、会として

の事業計画、それから役員の改選が毎年ありますんで、そういったことをやっているということで、年に5回ないし6回開かれているという状況かと思えます。

議長（平山 英君） 5番、平山武君。

5番（平山 武君） そうしますと、例えば市長を囲んで、年度当初のその年の方針とか、いろいろな状況を自治会長さんに周知徹底するとか、そういうような詳しい会議にはなっていないと、自治会の連絡協議会のほうは、そんな感じでございますか。

議長（平山 英君） 企画部長。

企画部長（高藤昭夫君） 今、市長の話が出ましたけれども、行政いろいろかわりが深いというお話を申し上げましたが、総会時には少なくとも、日程上だめだというときもなきにしもあらずなんですけれども、支障が出てきまして、ことしも予算の話から市の状況等をごあいさつの中でちょっと時間を割いていただいてお話をされたとか、昨年か一昨年ですか、宿泊での研修があったときに市長が出向いて、そこで懇談をさせていただいたということで、市長さんにもいろいろなるべく出ていただく機会を設けながら運営していると、こういう状況かと思えます。

議長（平山 英君） 5番、平山武君。

5番（平山 武君） できれば、自治会をかなりの位置づけで市として考えているということであれば、その辺は逆に自治会長さんにいろいろ行政に対してお手伝いいただくためにも、いろいろな情報の提供もこのようにしていただきまして、市政を進めていく中での民間からの強い後援というか、後押しをする人というか、そういう立場で、もう少し自治会長さんをうまく活用して、市の行政が。そうすれば、いろんなごみの問題等も含めて、余り組織が幾つもできずに、その辺でいろいろお願

いをしてあげば、地域住民の声を聞いているのは私は自治会長さんだと思っているんです。地域から選ばれて、地域の代表で、それぞれすべてが喜んで手を挙げて率先してやっているとは限りませんが、まちづくりの基本というのはそういうものですからご苦労はかけますが、そういうような形で住民の代表でありますから、ぜひそういう活用をしてもらいたいと思っています。

私は、別にその214でその中で会議ができないので、ある程度の選抜をしてそういう組織をつかって、もっと小まめに行政との連携をとっていったらどうなのかと、ふだんの連絡でもし人が足らなければ、支所長さんがそれぞれ支所に責任者であるわけですから、そういう役割を与えてもいいのではないかと、そういうのも含めて、ぜひやっていただきたいと。

それもなかなか温度差があったりして、行政、自治会長さんも大変だと思います。行政連絡員とはちょっと私は違うと思うので、そういう意味で市がタッチはできないんですけれども、それをきっちり市、行政側から、市のほうから向かっていって、きちんと説明をしてご理解をいただければ、そういうことになるのではないかなと。

恐らく、今言った連絡協議会の理事の中に出てくる方は、その地区の役員さんということですから、問題なく出て来ると思いますので、その辺も現在は役員さんですけれども、将来的には例えば当然このエリアから出ているわけですから、できるだけ行政のほうで目を配っていただいて、パランスのとれた地域から、自治会から選抜で代表して出ているのかなと、そういうのも勘案しながら、観察をしながら構築をしていったらどうかと。

自治会につきまして、その辺を位置づけとかそんなえらいことではないんですが、行政に対してもっともっと協力してもらおうと、そのために行政

のほうもそういう形で組織をしっかりと、会合をもうちょっと月に1回くらいやるとか、そういう形の中で情報を入れて、しっかりと市民と協働のまちづくりの原点になると私は思っておりますので、ぜひその辺を進めていただきたいと思いますけれども、そのご意向を部長あれでしょうか、これは市長の決断になりますか、どちらでも結構ですが、よろしく願いいたします。

議長（平山 英君） 企画部長。

企画部長（高藤昭夫君） 今のお話なんですけれども、いろいろ自治会長さん方にはお世話になりますので、市としてもお願いするときには214人全部回るわけにはいきませんので、そういったただいまの組織のトップの方等にいろいろ説明してご理解をいただきながら、会議に諮ってもらおうとか、いろいろな審議会、それから庁内での会議もありますけれども、そのメンバーにも自治会の方に大体入っていただいて、会の皆さんにも周知をしていただくというようなこともやっています。

さらに、年度当初、自治会長さん、行政連絡の委嘱状の交付式があるんですけれども、その後、年間を通してのそれぞれの各部からお願いするようなことの資料もつけて説明をさせていただいたり、やっています。そういうことで、交互にやっている部分と、あとは総括的に先ほど来申し上げておりますが、20年4月に協働のまちづくりを推進しようということで、地域活動支援係ということで、主に自治会長さん方といいますか、自治会との仕事が大きなウエートを占めますけれども、ここを拠点にいろいろ連絡をとらせていただいて、会議そのものは6回、7回が多いか少ないかはわかりませんが、そのほかにこちらから出向いたり、会長さんにおいでいただいたり、電話をしたりということで、連携は密にとっているつもりでありますので、ご理解をいただきたいと思

ます。

議長（平山 英君） 5番、平山武君。

5番（平山 武君） これはもう要望になりますから、何度も言ってもあれなんです、私が申し上げた趣旨で協働のまちづくりの原点になると、私はそういう認識をしておりますので、恐らく市長さんも、協働のまちづくりということでは強い車座談義をやったり、いろいろご苦労をなさっています。一体化のために住民の声を聞くと、その一環で一番自治会長さんが地域で選んで、地域から自主的に来た人だということになれば、一番私は地域の声を素直にいろんな縛りなく聞いているのではないかと、そう思っておりますので、今後ぜひその自治会をもっと活用する方策を早期に検討をしていただきたいと思います。これは要望して、この項を終わりたいと思います。

続きまして、3の黒磯那須消防組合と大田原地区広域消防組合との統合について。

那須塩原市の中に広域消防組合が2つありますが、住民の安心・安全を担う消防行政に支障を来たすのではないかと考えます。そこで、以下のことについてお伺いいたします。

統合についての問題等、所見をお伺いいたします。

議長（平山 英君） 市長。

市長（栗川 仁君） 5番、平山武議員の市政一般質問の3点目でございます。

黒磯那須消防組合と大田原地区広域消防組合との統合についてということでございますので、その中の統合についての問題点とご所見ということでございますので、お答えをいたします。

本市の常備消防が、黒磯那須消防組合と大田原地区広域消防組合の2つで対応していることにつきまして、変則的であるという認識をいたしております。常備消防の統合につきましては、現在

県内を1つの消防本部とするための検討を行う組織といたしまして、平成21年5月22日に発足いたしました栃木県消防広域化協議会において、消防広域化の協議がなされておりますので、当面そちらの協議の状況を見守りながら、慎重に検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（平山 英君） 5番、平山武君。

5番（平山 武君） この問題につきましては、恐らく多くの議員さんが質問をして現在に至っていると思っておりますが、現状でいきますと常備消防と各地区の消防団、旧市町村単位ですが、そちらはしっかりと連携がとれて、指令が来れば速やかに活動できる状況にあると私は承知しておりますが、それは間違いございませんか。

議長（平山 英君） 総務部長。

総務部長（増田 徹君） 常備消防と消防団の関係でございますけれども、ただいま議員がおっしゃられたように、組合の指揮命令下のもとに消防団活動をしていくということでは間違いございません。

議長（平山 英君） 5番、平山武君。

5番（平山 武君） 一番そういう中で住民が心配しているのは、古い話でございますが、プリヂストンの話のときに、当時指令が2つありまして、速やかに動かなかった。これはもう皆さんがおっしゃっていることでございますが、それから相当年数がたっておりまして、合併もしまして、もう5年目を迎えている。間もなく丸々5年が終わろうとしております。そういうような中で、先ほど市長さんからお話がありましたとおり、栃木県の消防広域化協議会ということで、いろんな案がありまして、栃木県一本化にするかとか、何力所かに拠点を置くだとか、いろんな話はございますが、その辺の県の動きにつきましては、5月以降には

また新たな何か動きとか、こちらに対するアプローチとかはあったのでしょうか。

議長（平山 英君） 総務部長。

総務部長（増田 徹君） 初めに、2つの指揮命令系統下のもとにおける消防団の活動ということで、以前の災害についての話がありましたので、それについての現在の状況で申し上げますと、合併後、先ほど言いましたように2つの消防組合の指揮命令下のもとに油断があるというようなことから、ただいま市長が申しあげましたような変則的であるというようなところで、各消防団につきましては、黒磯消防団、西那須野消防団、それと塩原消防団を広域の連合消防団という形で組織しております。

その連合消防団の中で、例えば大規模災害があった場合には、お互いに連携しながら消火活動を行ったりという活動を行うということ、連合消防団ということで組織しております。これにつきましては年2回の会議、それから研修会等を通して、指揮命令系統の統一を図っていくというようなところでやっているところでございます。

それから、県の消防広域化についてのお尋ねがありました。組織につきましては、5月22日に栃木県の消防広域化協議会ということで、構成として各市町の長がなっておりまして、その下に小委員会ということで、これにつきましては各消防本部単位で調整されておりまして、副市長、副町長等の組織でございます。本市の折井副市長が副委員長という形でこの委員会の中に入っております。そのほかに幹事会としまして、各消防長、それから各市町の消防防災の主幹課長が入って構成しております。

その下に専門部会、分科会等々がございますけれども、現在、これにつきましては平成24年に実現化に向けて検討をしているところでございませ

て、それぞれ分科会等々で問題の洗い出しを行っているというような状況でございます。

以上です。

議長（平山 英君） 5番、平山武君。

5番（平山 武君） そうしますと、24年ということでございますから、県の返事を待ってあったんではそこまで今の状態でいなくてはならないと、こういうことになりますね。そうしますと、今消防団については連合消防団で、いつでも市長の命のもとに連合消防団がぱっと動けると。

仮に大きな地震災害とかそういうものが来たときに、通常ですと県のほうから一括して来たりとか、それぞれの広域消防のほうに連絡が来るとか、恐らく現在そういうシステムになっているんじゃないかと思っておりますが、そのときには、連合消防団に来れば、市長のもとまで来ればぱっと行くんですが、それは黒磯、那須消防のほうに来るので、その時点でもう連合消防団にぱっと連絡がたって動き出せると、そういう体制にはなっているのでしょうか。常備消防関係なくては行けませんけれども、ぱっと動けるようになっているのでしょうか。その辺ちょっとお聞きします。

議長（平山 英君） 総務部長。

総務部長（増田 徹君） 連合消防団と各組合につきましては、連携がとれるようになっております。

議長（平山 英君） 5番、平山武君。

5番（平山 武君） そうしますと、災害が起きたときには、現状ですと消防団含め、常備消防も一緒になって緊急災害のときには動けると、前のようなことはないということになっているという認識でよろしいですか。

議長（平山 英君） 総務部長。

総務部長（増田 徹君） ちなみに、延期になりました、10月11日の県との総合防災訓練についま

しても、連合消防団の団長さんが入っていただいて実施をするということになっておりますので、そのようになっております。

議長（平山 英君） 5番、平山武君。

5番（平山 武君） そういう意味では安心をいたしました。

しかしながら、県のほうで進めている栃木県の消防の広域化、どういう結論が出るか先が見えないこと24年には出ます。

仮定の話でございますが、県一本化でそれぞれのところに連絡が来るのか、それとも県北、県央、県南と県内を3カ所に分けるようなお話もありますが、この県北地域については、ぜひ11万市の那須塩原市ですから、そして新幹線の駅もあるし交通の便がいいと、この県北の中核になり得ると、そういうような形でそういう話が来たときには、ぜひ市長には率先的に手を挙げて、こちらにそういう施設を持って、この那須広域というか、そういう形の体制ができるように、ぜひ頑張っていたきたいと、こう思っておりますが、市長いかがでございますでしょうか。

議長（平山 英君） 市長。

市長（栗川 仁君） ただいまお話がございました、県で消防一本化の協議ということで、それらが協議されましてまとまるというのは平成24年度ということを上申したところでございます。そういう方向性で今動いておりますけれども、県内全域がそういう考えでないことも事実でございますので、幾つかの市におかれましては5つがいいとか、3つがいいとかということを上申述べていたという部分も現実です。

ただ、そういう数がいまいたけれども、県全体としては一本化の方向性で話を進めて、協議をしていくということで話はまとまっておりますので、その経過を待つということになるわけございま

す。

そういう中で、仮定でどこに来るかとか、そのときは手を挙げるとか、挙げないとかという話をしますと、話がちょっと横道に行くのかなというふうには私は思っておりますので、その点については答弁のほうは差し控えさせていただきたいというふうには。一本化という中で検討中ということでご理解をいただきたいと思っております。

また、先ほどさまざまな消防の体制の中での話がございました。私もかつては消防団長をやっておりましたので、消防行政の団のあり方等についての話もあるわけでございます。合併して団がまだ3つございます。そういう中では連合消防ということで、意識を一つにさせていただくということで、連合組織の中で行動をしておりますし、各災害時の対応になりますと、当然各団ごとに自分のエリアを持っております。

当然、その火災の発生状況、大きさ等々を踏まえながら、応援を求める、あるいは出動を求めるという形になるわけでございまして、緊急対応といたしましては別に消防署がどちらにしておるかから云々ということは、私はないというふうには認識をいたしております。

当然、隣接地域になりますと、例えば塩原の部分につきましては、矢板にも応援出動区域もございまして、大田原の境になりますと、大田原にも出動、お互いにそういうことで緊急時のカバーはし合うことにもなっております。

そういうことで、緊急時の対応というものは、そういう中でやっていけるというふうには思っておりますけれども、先ほどお話がございましたように、事務的な話になってきますと、やはり命令系が2つございますから、その中では調整をしなければならぬ部分も出てしまうということがございます。そういう面については、消防団組織

については、連合という形の中で話を当然調整をして、那須塩原市の一つの団のあり方ということで、協議をしておるといこともございますし、さらに消防署におきましては、お互いに当然地域内の、ここで申し上げますと、大田原消防署管轄でございます西那須、あるいは塩原等々の問題につきましても、消防署同士の連絡をきちんととっていただくよう、私どもとしては管理者として指示はしておるところでございます。

以上です。

議長（平山 英君） 5番、平山武君。

5番（平山 武君） ありがとうございます。
安心ということでございます。

消防団の問題もいろいろ質問が出ておりますが、これを市長は経験者でありまして、大事にしているとそういう姿勢ですから、団員に対してのいろんな面での援助も含めて、消防団をがっちりと進めていただくと、そして本当に市民が戸惑わない、事務系の問題はもうさておき、市長のおっしゃるとおりで、事務手続はどうでもいいんです。いざというときに動ければいいと、その体制がお聞きできましたので安心をいたしました。

以上をもちまして質問を終わりたいと思います。
ありがとうございます。

議長（平山 英君） 以上で、5番、平山武君の
市政一般質問は終了いたしました。

発言の取り消し

議長（平山 英君） ここで2番、鈴木伸彦君から発言があります。

2番、鈴木伸彦君。

2番（鈴木伸彦君） 去る第5回那須塩原市定例会第3日目、9月8日に行われました私の一般質

問の中の、小中学校通学区審議会の答申についての再質問の中で、

と発言をい

たしましたが、そのようなものではありませんでしたので、おわびを申し上げるとともに、発言を取り消したたく、議会において許可されますように市議会会議規則第65条の規定により申し出ます。よろしく願いいたします。

議長（平山 英君） ただいま2番、鈴木伸彦君から発言の取り消しの申し出がありました。

お諮りいたします。

これを許可することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（平山 英君） 異議なしと認めます。

よって、発言取り消しを許可いたします。

議長（平山 英君） 以上をもって質問通告者の質問は全部終了いたしました。

市政一般質問を終わりたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（平山 英君） 異議なしと認めます。

散会の宣告

議長（平山 英君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時40分